

日本での性的搾取を目的とした  
女性のトラフィッキングの実態  
—フィリピン女性に関する調査結果—

---



---

IOM  
(国際移住機関)

本報告書は立正佼成会一食平和基金からの財政援助により出版された。

IOM は難民、人的資源、人口に係わる諸問題の解決に寄与することを目的として、1951年にブリュッセルで設立された。IOMは人口移動の傾向と諸問題に関する検証と分析に焦点を当てた調査活動を実施すると共に、移民の受け入れ国への適応と融合に関する定期的なセミナーの開催を通して今日的な移民問題に関する国際的な討議・意見交換の場を提供している。

発行者： International Organization for Migration(国際移住機関)  
17 route des Morillons  
1211 Geneva 19  
Switzerland

ISBN-92-9068-064-4

© 1997 International Organization for Migration(IOM)

発行者によるあらゆる権利の留保： 発行者からの文書による事前の許可を得ることなく、この出版物を複製したり、検索システムに保管、または電子、機械、複写、録音(画)などの手段により伝送することを禁じる。

## 目次

要約	1
第1章	
日本における女性のトラフィッキング及び国際労働力移動	4
日本政府によって講じられている対策	10
NGOの対応	12
日本における不法就労外国人女性と性産業に従事する外国人労働者 に関する調査研究	12
フィリピン人女性	14
タイ人女性	17
その他の国籍	21
第2章	
日本への女性のトラフィッキングに関する調査	23
調査の対象と目的	23
調査の方法	23
第3章	
フィリピン人女性の日本へのトラフィッキング概観	25
人的資源の輸出	25
本国送金と経済	26
第4章	
調査結果	30
日本へトラフィッキングされたフィリピン人女性・特徴	30
募集のパターンと日本への出国の条件	33
出国前の経費	36
日本での労働状況	38
女性のフィリピンへの帰国状況	42
トラフィッキングされた女性からの示唆又は意見	44
第5章	
政策提言	48

参照文献	50
表一覧	56
付録 1：海外契約労働者問題へのフィリピン政府の対応	57
付録 2：調査で使用した質問表	62
協力者一覧	69

## 要約

女性のトラフィッキング(Trafficking)<sup>1</sup>は驚異的な勢いで増加している。海外での高所得の雇用機会につられて、多くの女性が知らず知らずのうちにトラフィッキングに関与している仲介業者によるあっせんを受けてしまう。渡航先でひとたび不法滞在者の境遇に陥ると、極端な場合負債による強制労働や強制売春にまで及ぶ様々な形態の虐待を受けやすい立場に立たされてしまう。深刻な基本的人権の侵害を被る数多くの女性の犠牲の上に莫大な利益を上げている性産業は、トラフィッキングに関与している仲介業者の主な取り引き先となっている。加えて、エイズの脅威といった要因のせいで若い売春婦への需要が高まるにつれて、世界中でますます多くの少女達が売春目的に国境を越えて誘拐、売買、トラフィッキングの犠牲となっている。たとえこういった女性や少女達が逃げ出せたとしても、大抵はトラフィッキングに関与している仲介業者や元の雇用主に連れ戻されることに脅えながら路上をさまうことになる。また当局に検挙されたとしても、超満員の不法入国者収容施設に拘留されることになるであろう。いずれにしても彼女達はお金も旅券も持ち合わせないため、無事にかつ自主的に帰国できるという見通しはほとんどない。

西ヨーロッパ及び北アメリカと並んで、日本もこの10年来トラフィッキングの主要な標的国となった。日本の労働市場への流入は厳しく管理されているにも拘らず、経済機会に引き寄せられて多数の不法移民が流入している。1970年代初頭から興行の在留資格を持ったフィリピン人女性が日本国内、特に性産業への流入を始めたが、1980年代に入ると主に短期滞在査証や通過査証で入国するタイ女性がこれに続いた。しかし最近ではこの傾向に変化が見られ、コロンビアなどの新たな地域からの女性トラフィッキングが始まっている。それでも今日、日本は依然として多くのフィリピン人海外契約労働者(Overseas Contract Workers-OCWs)、特に女性エンターテイナーの主要な受け入れ国である。「女性海外出稼ぎ労働者ネットワーク」(Women Overseas Workers Network-WOWNET)は、毎年平均して10万人から15万人のフィリピン人女性が日本へ出稼ぎに行っていると見ている。

日本へのフィリピン人女性のトラフィッキングのパターンは、マクロ・レベル、ミクロ・レベル双方の政治、経済、社会文化的な諸要因によって形成されている。不法移住や女性のトラフィッキングを含む労働力の国際移動の要因として、雇用機会や賃金といった日本-フィリピン両国間の構造的格差があげられる。フィリピンにおける高い失業・不完全就業率のせいで、フィリピン国民は海外における雇用機会に目を向けざるを得ない。一般的貧困に加え、女性の経済機会の不足はトラフィッキングを引き起こす主な要因と見なされている。加えて、国際収支赤字を補うためフィリピン政府が進めている労働力輸出及び観光振興策は、図らずもフィリピン人女性の日本へのトラフィッキングを助長している。

---

<sup>1</sup> この語の定義については第1章4頁を参照されたい。

今回の調査報告<sup>2</sup>では、まず初めに日本への女性のトラフィッキングの概観が明らかにされている。この概観では、統計的なデータも交えながら日本における女性トラフィッキングの背景を明らかにすると同時にその現状を伝えることを意図している。続けて、日本へトラフィッキングされたフィリピン人女性の実例調査の結果が報告されている。フィリピンにおける女性100人を対象とした聞き取り調査によって、日本へトラフィッキングされた女性の全体像が明らかになると同時に、この問題に対処するための改革案作りを進める手掛かりも得られことになろう。

調査結果によれば、日本へトラフィッキングされたフィリピン人女性は総じて若く、ほとんどが中等教育を受けているが、国内での雇用機会は限られていた。日本へ渡航する前は、大多数の女性は工場労働者、メイド、ウェイトレス、エンターテイナー(歌手、ダンサー)、販売員、行商といった低賃金・低階層の職業についていた。

大多数の女性は、フィリピンと日本の双方にいる仲介業者、友人や親戚のネットワークを通して雇用のあっせんを受けている。半数の女性は渡航前の経費(航空運賃、旅券その他必要書類の取得、健康診断等の必要経費)を自己負担せずに済んだ。その上、ほとんどの仲介業者が必要な手続きを代行した。渡航前の必要書類の準備や現金の出費を全て仲介業者が負担したので、これから不法活動に従事するという自覚のない女性達にとって日本へのトラフィッキングは全く支障のないプロセスのように思われた。

半数以上の女性が偽造旅券を使って日本へ入国しているが、空港で数時間に及ぶ尋問を受けた少数の女性を除いて、日本への入国に際してトラブルはほとんどなかった。大多数が短期滞在査証または興行目的の就労査証を取得していた。

聞き取り調査の対象となった女性の大多数が日本の雇用主から住居の提供を受ける一方で売春も強要されていた。旅券は雇用主があざかり移動の自由も制限された。労働時間を自分で決めたり客を拒否する権利はなかった。約半数の女性が雇用主や仲介業者、客から肉体的または心理的虐待を受けていた。3分の1の女性はヤクザ組織が支配する職場で働いていた。また別の3分の1の女性はマネージャーによってある雇用主から別の雇用主へと職場を移動させられていた。このような過酷な労働条件のせいで29人の女性が逃走を試みている。このうち21人はNGOや友人、フィリピン大使館の助けを借りて逃走に成功している。

約4分の3の女性は健康上の問題を抱えてフィリピンに帰国した(ただし渡航前の女性達の健康状態に関するデータはない)。3分の1の女性は妊娠が原因で解雇されている。性病やエイズ感染した者、精神科医による治療を受けた女性も含まれている。

聞き取り調査を受けたフィリピン人女性のプロフィールをみると、トラフィッキングの対象となる女性を選別するある種のメカニズムが窺える。貧しい家庭の出身で高所得をも

---

<sup>2</sup> 本調査は1997年4月に終了した。

フィリピンへ帰国後ほとんどの女性が職を得られなかつたため、彼女達は日本か別の国にまた働きに行きたいと願つてゐる。従つて、彼女達はフィリピン政府とNGOがトラフィッキングされた女性が帰国した場合に、法律的、財政的、制度的な援助を提供することを政策提言の一つとしてあげている。特に既存の政策やプログラムの実効性のある運用の必要性を強調している。

この調査結果から導き出された政策提言には、日本政府当局と女性の出身国の協力体制の確立だけでなく、女性の雇用機会創出プロジェクトへ重点的に開発援助を振り向ける必要性も盛り込まれている。関係国間で警察の協力関係を進めることやトラフィッキングのメカニズムに関する調査を実施することも必要不可欠である。それはまたトラフィッキング問題に対処する政府職員の養成にも寄与することになる。日本と女性の出身国の双方がトラフィッキングに関与している仲介業者の取り締まりに向けた法律を制定したり被害者支援の政策を立案することも同様に求められている。日本は既に(1997年4月現在)トラフィッキングに関与している仲介業者の取り締まりに向けた出入国管理関係法令の改正案作りを進めている。

今回主としてフィリピン人女性の日本へのトラフィッキングに関する調査を行うことは、アジア諸国からのトラフィッキングに対する理解の向上を促す上での鍵ともいえる。この研究プロジェクトはこの地域におけるトラフィッキング問題への総合的取り組みを進める上での重要なステップとなるであろう。

## 第1章

### 日本における女性のトラフィッキング及び国際労働力移動

本調査において用いられる外国人女性労働者のトラフィッキングの定義は、IOMが作成したものである。これによれば、女性のトラフィッキングとは、不法に女性を国際的に移動させ、かつ／あるいは、女性を経済的又はその他の利益のため取引の対象にする広範な行為と定義される。これは、以下の要素の一部又は全てを含む。

- ・ 女性が同意又は認識するかどうかにかかわらず、他国への女性の不法な移動を促進すること。
- ・ その国際移動が合法的か非合法的かを問わず、女性に対しその移動の目的を詐称すること。
- ・ 強制(coercion)、虐待または肉体的暴力(abuse or physical violence)、負債(debt bondage)、又は当局又は母国の家族に対して当該女性が不法に滞在している事実またはその女性の活動が不法であることを暴露する旨の脅迫によって、当該女性の生活を支配すること。
- ・ 女性を支配して一層の不法な行為を行わせるために、女性を肉体的及び性的に虐待すること。
- ・ 雇用、結婚、売春又はその他の利益のために、女性を売り、又は、取引の対象とすること。

性的搾取を目的とする女性のトラフィッキングは、広範な女性又は人間一般を対象とした国際取引の一部に過ぎない。上記の定義は、女性のトラフィッキングに関与している仲介業者が女性を売春のために勧誘した事實を当該女性自身が認識していた場合及び当該女性を欺していた場合の両者を含んでいる。実際、これら両者を区別することは、しばしば困難であることが明らかになってきた。

#### 基本的な制度的仕組み

日本の外国人受入れ問題に関する基本政策は、構造改革のための経済社会計画（1995年）及び第8次雇用対策基本計画において定められている。これらによると、日本は一方

では専門技術等を有する外国人については可能な限り受け入れる一方いわゆる単純労働者の受入れについては慎重に検討することとなっている。日本政府は、短期的な労働力の不足を補うため単純労働者の受入れを拡大する考えは持っていない。

外国人労働者の受入れ範囲とその場合の要件は、出入国管理及び難民認定法とその他の出入国関連法令において定められている。日本への入国を希望する外国人は、同法に定められた在留資格を取得する必要がある。

これによると、二種類の在留資格が存在する。同法の別表第1には、日本において外国人が特定の活動に従事することを可能とする23の在留資格が定められている。このうち、16の在留資格は外国人に就労することを認めている。同法の別表第2には、地位・身分に基づいて4種類の外国人が日本に在留することを認めている。これら4種類の在留資格は、外国人が制限なく就労することを認めている。

#### 日本において就労している外国人

日本における外国人労働者（不法就労者を含む）に関する包括的な統計は存在しない。外国人雇用状況の把握は非常に重要であるが、各種の根拠に基づいて推定を行わなければならない。

最新のある推定によれば、1995年における日本の外国人労働者数は61万人であったが、このうち28万4000人が不法残留者であった。<sup>2</sup>

外国人登録をした者に関する統計によれば、就労を目的とした在留資格を有する外国人は8万8000人であり、このうち2万9000人が興行の在留資格を有する者であった。これとは別に、日系外国人労働者は17万人を超えていると推定されている。

1994年に外国人雇用政策研究会が実施した調査結果によれば、適正な在留資格を有する外国人労働者は製造業に集中している。この調査結果は、不法残留者のサービス分野での就労を反映していない。来日した外国人女性のうち適正な在留資格を有しない者を含む主にサービス分野で働いている女性の数については今のところ信頼できる推定はない。

#### 日本における国際結婚の動向

1995年には国際結婚は2万7667件に達したが、これは、日本における結婚総件数のうち

---

<sup>2</sup> この推計は、井口 泰「国際的な人の移動と労働市場」、日本労働研究機構、1997年、第8-1表からの引用である。なお、当該推計の外国人には、永住権のある外国人は含まれていない。

3.5%に相当する。これらのうち、外国人女性との結婚は2万727件であり、外国人男性との結婚は6940件であった。日本人と結婚した外国人は、日本人の配偶者等という在留資格を付与される。

日本の国籍は、「血統主義」の原則に基づいている。日本人の親から生まれた子供は日本の国籍を取得する権利を有する。1995年に日本において外国人女性から生まれた子供は2万3734人に達し、1990年の数値と比較すると46.9%の増加であった。このうち日本人の男性を父とする子供は1万3371人で、1990年の数値と比較すると58.0%の増加であった。

#### 日本へのトラフィッキングに関する指標

日本では、女性のトラフィッキングの現象を統計的に把握することは不可能である。しかし、不法残留者、性産業に従事する外国人女性労働者（C S W s）、違法な仲介業者及び入国管理当局によって摘発された不法就労者に関して入手可能な統計を検討することによって、大まかな情報を得ることができる。

#### 不法残留者

1997年1月1日付けの最新の推定によれば、不法残留者数は28万2986人であり、1996年5月と比べ1,514人（0.5%減）となった。このうち、男性は15万5939人（1996年5月1日と比べ3.1%減）、女性は12万7047人（同2.7%増）であった。従来は、不法残留者は主として男性であったが、女性の不法残留者が増加し男性の不法残留者が減少する傾向にあるため、年々、両者の差は小さくなっている。

表1  
不法残留者数の推定値

		1993		1994		1995		1996		1997
		5月	11月	5月	11月	5月	11月	5月	1月	
国籍計	合計	298,646	296,751	293,800	288,092	286,704	284,744	284,500	282,986	
	男性	192,114	186,146	180,060	172,516	168,532	164,154	160,836	155,939	
	女性	106,532	110,605	113,740	115,576	118,172	120,590	123,664	127,047	
韓国	合計	39,455	41,024	43,369	44,916	47,544	49,530	51,580	52,387	
	男性	20,998	20,324	20,801	20,501	21,662	21,995	22,549	21,669	
	女性	18,457	20,700	22,568	24,415	25,882	27,535	29,031	30,718	
フィリピン	合計	35,392	36,089	37,544	38,325	39,763	41,122	41,997	42,547	
	男性	15,861	15,794	15,933	15,997	16,056	16,086	16,081	15,818	
	女性	19,531	20,294	21,611	22,328	23,707	25,036	25,916	26,729	
タイ	合計	55,383	53,845	49,992	46,964	44,794	43,014	41,280	39,513	
	男性	25,624	24,759	22,611	21,059	19,866	18,844	17,811	16,839	
	女性	29,759	29,086	27,381	25,905	24,928	24,170	23,469	22,674	

資料出所：法務省

注目されるのは、不法残留者に占める女性の比率の上昇が、特にフィリピン人及び韓国人について著しいことである。

#### 不法就労者

1995年に出入国管理関係法令に違反し不法に就労していた外国人の数は、4万9453人であった。法務省は当該数値が前年よりも減少したとし、その減少を説明する要因を挙げている。第1に、入国・在留に関する検査が強化されたことである。第2に、警察による不法就労者の雇用防止キャンペーンが実施されたことである。第3に、経済の不況と雇用機会の減少によって、不法残留者が全体としては減少していることである。第4に、不法就労者が日本各地にかなり拡散したために、摘発が一層困難になっていることである。

職種別にみると、男性の外国人不法就労者は一般的に建設又は生産現場で就労しているのに対し、女性の外国人不法就労者は主としてホステスやウェイトレスをしたり生産現場で働いている。このうち、売春に従事していると答えた者は 3.4 %にすぎない。

表2 不法就労者の職種

男性	人数	%	女性	人数	%
建設労働者	12,011	37.4	ホステス	6,389	36.9
生産労働者	8,090	25.2	ウェイトレス	2,648	15.3
単純作業者	2,995	9.5	生産労働者	2,511	14.7
調理人	2,095	6.5	家事使用人	1,409	8.1
バーテンダー	1,906	5.9	調理人	835	4.8
家事使用人	1,234	3.8	単純作業者	616	3.6
その他サービス労働者	1,007	3.1	売春婦	595	3.4
その他	2,768	8.6	その他	2,285	13.2
合計	32,106	100.0	合計	17,328	100.0

資料出所：法務省

### 不法な仲介業者

警察庁によれば、1995年に外国人に関する雇用関係法令の違反による検挙件数は369件、摘発された者の人数は476人であった。前年と比較すると、267件、302人の減少であった。<sup>3</sup> 摘発件数のうち67%は製造業及び建設業の現場における不法就労であり、33%は、売春関係の事案であった。

不法な仲介業者として摘発された者の数は74人であった。エンターテイナー又はホステスに関する事件は16件で、関係した外国人の数は167人であった。また多くの場合、仲介業者は、不法な労働者派遣又は職業紹介事業によって巨大な利益を挙げており、労働者には給与が完全には支払われていなかつた。これら仲介業者は職業安定法に違反するとともに、出入国管理及び難民認定法第73条の2によっても罰せられることがありうる。

### 売春に関与した外国人女性

警察庁の統計によれば、1995年には1133人の外国人女性が売春に及んだとされている。<sup>4</sup> 同府によれば、特にナイト・クラブやバーでホステスとして働いている外国人女性であつて売春した者は、東京や大阪などの大都市のみならず日本全国の小都市でも発見されている。これら女性の多くは、負債を負い、これを返済するために売春を強要されている。

<sup>3</sup> 警察庁「警察白書」1996年、308-309ページ。

<sup>4</sup> 警察庁「警察白書」1996年、第8-8表。

1990年以降東京においても、新宿や池袋などの地域で街娼が出没するようになっている。同様の現象は大阪、横浜及びもっと小さい都市でも観察されている。

日本の売春防止法は、個人が他の個人を売春に勧誘又は売春を強要し、あるいは、これを仲介することを禁じている。売春防止法違反のビジネスを営む者に対する集中摘発がなされており、同法によって摘発された者には外国人も含まれている。警察によれば、外国人の仲介業者は、多くの場合日本人の仲介業者と接触し、暴力団との繋がりがしばしば観察される。

表3  
売春防止法に違反した外国人女性

年	1991	1992	1993	1994	1995
韓国人	143	107	80	133	62
中国（台湾）人	221	176	158	156	81
フィリピン人	271	145	98	337	166
タイ人	1,285	1,702	1,849	1,407	571
その他	219	132	220	347	253
合計	2,139	2,262	2,405	2,380	1,133

資料出所：警察庁

注：その他には、ラテン・アメリカ諸国、特にコロンビア人が含まれている。1995年における数値の減少は、政府が対策を講じたことによって説明され得る。

#### 女性の避難所 (Women's Shelters)<sup>5</sup>

東京の「HELP」（1986年設立）及び横浜の「みずら」（1990年設立）並びに川崎の「S A A L A A」（1992）も、女性の外国人労働者に関するその他の統計データを収集している。HELPは最も長い活動の実績を有しているので、その統計も整備されている（女性の家HELP 1992:52-1996:3）。HELPが作成した不法残留者に関する統計によれば、避難所で保護された人数は1986年の88人から1988年の203人まで増加を続け、その後一旦減少を見たものの1991年にはピークの299人に達し、その後は減少した。1987年

<sup>5</sup> 松田（1993a）及び三木（1995）による「HELP」及び「S A A L A A」の活動に関する英語の報告による。

までは、不法残留者の女性のほとんどはフィリピン人であった。1988年には、不法残留者の女性のうち最多はタイ人であった。タイ人の不法残留者の数は1992年まで増加を続けて、その後減少に転じた。1989年以降は、フィリピン人女性の数は低い水準で推移している。

### 診療機関

性産業に従事する外国人労働者がかなり集中している地域に存在する幾つかの診療機関においては、継続的に医療記録がモニターされてきた。診療以外に関する情報はあまり多くないものの、これらの記録は診療及びそれ以外の事項に関して重要な情報を提供している。木原雅子らによれば（1995;582-584）、茨城県におけるあるクリニックの診療記録を分析したところ、STD及びHIVテストを受けた性産業に従事しているタイ女性労働者の数は1990年と1991年の間に急増したが、1992年と1993年の間に急減した。この変化は、国のHIV/AIDSサーバランス運動の結果に一致するが、日本に在留するタイ人女性の数の増減とは一致していない。これは日本に在留するタイ女性の中でHIVテストを受ける者の比率を減少させるような社会的要因が存在していたことを示唆している。1993年から入国管理当局が不法残留者が集中する地域に対して厳格かつ頻繁に手入れを行ったため、タイ人女性は分散し地下に潜ることを余儀なくされたとも思われる。当該数値が増加した1991年には、多くのタイ人女性が、ヤクザの従業員に付き添われて集団でクリニックを訪れていたことからしても、この可能性は十分考えられる。HIV感染の事例の多発は、客の数が多くコンドームの使用率が低いことと関連している可能性を示唆している。

フィリピン人女性労働者の医療機関の利用に関するデータは入手できない。

### 日本政府によって講じられている措置<sup>6</sup>

1993年以来、警察庁、法務省及び労働省は、不法在留者と不法就労者を減少させる効果的な措置を実施するために協力してきた。

警察庁は、外国人の不法残留を助長する者の摘発を集中的に実施した。このような措置には、暴力団、不法な仲介業者、文書偽造、不法就労、売春などに関与する者の集中摘発が含まれている。最近では、外国人が様々な種類の犯罪の犠牲にならないよう防止することも、警察の重要な任務の一つとなっている。

出入国管理行政は、不法残留者と不法就労者を減少させるための活動を強化している。不法残留者を摘発するために編成された特別のチームが活発に行動している。これに加えて、不法就労を目的に来日する者を見破るために、空港における上陸審査が強化されている。警察とは対照的に、入国管理当局は外国人労働者の退去強制の実施に最大の努力を払

<sup>6</sup> 警察庁、法務省及び労働省の記者発表資料及び聞き取りによる。

る。警察とは対照的に、入国管理当局は外国人労働者の退去強制の実施に最大の努力を払っており、この観点から退去強制を控えた外国人の収容施設の拡充がなされてきた。さらに警察との協力のもと、不法就労者の集中摘発が実施されてきた。1996年9月には、改正された法務省令が実施され、エンターテイナーとホステスを明確に区分するとともに、出入国管理及び難民認定法又は売春防止法に違反した者は5年間にわたり外国人のエンターテイナーを雇用することができないこととされた。この措置が講じられた結果、日本に入国するフィリピン人エンターテイナーの数は急激に減少した。

職業安定行政及び労働基準行政は、主として適正な在留資格を有していない外国人を雇用することができないように行政指導を行うとともに、外国人を合法的に雇用するための情報を企業に提供している。また労働基準行政は、不法残留者や不法就労者が退去強制になる前に、労働基準関係法令に基づき労働者の権利を保護する措置を講じなければならない。

政府関係機関は、暴力団の関与があることから女性のトラフィッキングの問題に高い優先度を与えている。

本報告が執筆された期間（1997年4月の第1週）に、日本の連立政権与党の政策調整会議は、日本への密入国の大幅な増加を抑制するため、出入国管理及び難民認定法の改正案を承認した。同改正案によれば、外国人を集団で日本に密入国させるよう教唆した者は、5年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処せられる。また、外国人を日本に不法入国させた者は、3年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処するとしている。当該行為が営利目的であった場合は、7年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処するとしている。日本国内において不法入国者を故意に輸送又は隠蔽した者については、懲役刑が課せられることになる。

## 非政府組織（N G O）の対応

日本には幾つものN G Oが存在し、トラフィッキングの被害者を救済している（例えば、幾つかを挙げれば、女性の家H E L P、アジア友好の家、S A A L A A、みずら、カトリック教会があげられる）。これらの組織は、外国人女性の権利に関する情報提供、日本国内にある各国領事館への照会、避難所及び一時的な保護の提供、帰国のための財政的援助、緊急医療サービス及び検査の実施など、様々な方法によってトラフィッキングの被害者を援助している。また女性及び一般市民に対してトラフィッキングの危険性を知らせるとともに、権利確保の任務を遂行している。

## 日本における不法就労外国人女性及び性産業に従事する外国人労働者に関する調査研究

### 情報源

日本における不法就労外国人女性及び性産業に従事する外国人女性労働者（C S W）（いわゆるジャパニキさん）又は性産業に従事する外国人労働者で日本に入国しようとする者（母国で性産業に従事し、日本でも同様の業務に従事した者）に関しては少なくとも4つの主要な情報源がある。

- 1 外国人女性労働者に関する政府機関の統計資料
- 2 研究者（社会学者や医療研究者）によるサンプル調査
- 3 これら外国人労働者を援助するN G Oの報告（例えば、女性の避難所や医療機関）
- 4 研究者又は記録作家によるケース・スタディ

この問題がセンシティブな性格を有することもあって、初期のケース・スタディは主としてノン・フィクション作家の手によって、一般向けの書物として刊行された（例えば、山谷1985、石井1986、田中・三好1987、水町1988、及び石山1989）。総合研究開発機構（1990）は、1989年に不法在留者に関する調査を実施したが、そのサンプル数は小さく（56）、十分な数の性産業に従事する外国人女性労働者を含んでいなかった。しかし、1990年代になって医療（A I D S）研究者が性産業に従事する外国人女性労働者を研究するようになり、社会学者も不法就労外国人女性の研究を始めた。

不法就労外国人女性及び性産業に従事する外国人女性労働者は、在留又は就労が不法であることから、調査の実施が極めて困難なグループに属し、その調査結果には問題が多い。第1に、既存の調査のサンプルは、一般的にいって最もアプローチし易く、研究者の質問に積極的に回答する人々であるため、サンプルはランダムとは程遠く、代表性に欠けてい

る。即ち、回答者は雇用主の管理の下には置かれておらず、移住及び就労に関する経験は回答しない者ほど悪くはない。第2に、その情報の信頼性と正確性については必ずしも確信が持てない。回答者は回答したい質問にのみ回答し、センシティブな質問には不正確な回答しか提供できない。研究者は、回答者の言語を流暢には話せず、回答者の文化についての知識も欠けている。第3に研究者が得た結果は必ずしも目的を射たものでなく、正確ではない。これは研究者も異なった関心と仮説を有し議論を招くような調査結果を避けるためにセンシティブな質問を行うことを躊躇するからかもしれない。

従って、調査結果から得られる情報には制約があることを認識している必要がある。調査時点での日本及び外国の法的、社会・経済的な状況が調査に大きな影響を及ぼしうることから、調査の実施時期についても留意する必要がある。

政府及びNGOの統計が示すように、不法就労外国人女性及び性産業に従事する外国人女性労働者の国籍別構成は時間の経過とともに変化する。山谷（1986：203）は、ジャパニキさんの時代は、台湾において外国旅行が自由化され、その結果台湾から多数の性産業に従事する外国人女性労働者が来日するようになった1979年から始まったとしている。これに続いて、韓国人、タイ人そして1980年代前半における多数のフィリピン人の移動が生じた。この多数のフィリピン人の入国は1980年代初期から中ばにかけて続いたが、1980年代後半にはタイ人の入国によってとて代わられることとなった。

1980年代後半になって、法務省入国管理局は性産業に従事する女性労働者を含む外国人不法就労者の分析を行った（1988:20）。この分析は、不法就労者の日本への入国、特に1980年代の前半に短期滞在査証で入国して不法残留している者に関し、次の5つの要因を挙げている。即ち、a) 日本と送出国との間の経済格差、特に、送出国における雇用状況の悪さ、b) 送出国の通貨に対し、日本円が切り上げられたこと、c) 石油を輸出する湾岸諸国における経済不況や、先進諸国における厳しい入国管理政策の結果、送出国にとって国外の雇用機会が減少したこと、d) 中小企業及び風俗営業・性産業における労働力の不足及びe) 送出国と日本を結びつける仲介業者のネットワークの形成である。<sup>7</sup>

この分析は又、外国人のバーのホステスや売春婦を雇うことが事業主にどのようなメリットをもたらすかについて、次の2点を指摘する。第1に、客は日本人のホステスよりも高い金を払っても、気遣いの要らない外国人の女性を好むのだという。第2に、バーやクラブが給与を支払わなくとも、外国人女性は自分の客を見つけるし、彼女達がバーやクラブにいること自体が、客を引きつけるという。摘発された外国人女性は主としてフィリピン人であったが、一部にタイ人が含まれていた。これらの女性はそのほとんどが20歳代で

---

<sup>7</sup> 日本における多数の性産業に従事する外国人労働者に関するさらに詳細な説明（経済、文化、社会階層、民族及びヤクザの視点から）は Douglas（刊行予定）の文献を参照されたい。

あって、仲介業者によって日本に連れてこられ、ホステスとして働き、少数の者がストリップ嬢又は売春婦として働いていた（法務省入国管理局、1988;21-22）。

この状況は過去10年間以上にわたって大きくは変化せず、変化したのは、国籍別の構成であった。残念なことに、台湾人、韓国人、タイ人女性の不法就労者及び性産業に従事する労働者について実施された調査はない模様なので、ここでは主として1990年代において実施された調査をもとにして、最近におけるフィリピン人及びタイ人労働者に焦点を当てるにすることにする。

### フィリピン人女性<sup>8</sup>

数は少ないものの、日本におけるフィリピン人女性労働者に関し日本とフィリピンで実施された調査結果がある。日本において実施された最大のサンプル調査は、オステリア（1994）によって、1993年に東京で 155人のエンターテイナーと45人のメイドに対して実施されたものである。フィリピンで実施された最大の研究は、ゴー（1991）によって、マニラ首都圏及び近隣の町カビットにおいて、日本から帰国した 202人の労働者（182人が女性、20人が男性）を対象に行つたもので、うち 186人がエンターテイナーであった。その他の調査は、サンプルがずっと少ないか、フィリピン人男性、フィリピン人以外の外国人や日本以外から帰国した労働者を調査対象に含んでいた。

これらの調査では売春に直接関連する質問を避ける傾向が見られるが、これは恐らく宗教的、文化的及び政治的な制約によるものであろう。このような制約はあるものの、本調査研究においてはフィリピン人女性労働者に関する主要な調査結果を紹介し、入手可能な売春に関する情報も提供する。

#### a オステリアによる東京での調査（1993）

##### 1) 基本的な特徴

東京におけるフィリピン人女性のサンプルのうち、155人はエンターテイナーであり、概ね20歳代であった。平均年齢は24歳で、5%は15-16 歳、54%は20-24 歳、31%は25-29歳、7 %は30-34 歳、そして3 %は35-39 歳であった。このうち、82%は未婚、11%は有配偶、そして7 %は寡婦又は別居中であった。50%は、高等学校を卒業しており、46%は大学レベルの教育を修了していた。

---

<sup>8</sup> 日本におけるフィリピン人女性労働者に関する包括的概観は、小島（1996）を参照されたい。本記述は、部分的には同文献に依拠している。また、Ballescas(1992) も参照されたい。

## 2) 渡航

聴取したエンターテイナーのうち、72%は興行目的の就労査証を有し、28%は短期滞在の査証しかもっていなかった。日本滞在経験が2回以上の者は17%に過ぎなかった。興行目的の就労査証を有する者のうち、11%は平均2万ペソを日本への渡航のために支払っていた。短期滞在の査証を有する者についてみると、平均5万ペソを渡航のために支払い、これらは主として家族の借金によって調達されていた。

## 3) 就労

東京におけるエンターテイナーの殆どは、フィリピンでエンターテイナーとして働いた経験を有してはいなかった。エンターテイナーの35%が、過去に就労経験があるとし、そのうち、35%は農業、13%がサービス業、50%が事務・販売職、そして2%が専門的な職業に従事していた。統計的には明らかではないが、オステリア（1994;34,36）は、売春することは（ホステス、歌手又はストリップ嬢などとして働くことと同様）エンターテイナーにとって有りうべき仕事の一つであるとし、搾取や性的虐待は、職場で通常直面する幾つかの問題の一つであったとしている。それにもかかわらず、過半数の者（52%）は日本に再度渡航するか、契約期間よりも長い期間働きたいと考えていた。

## 4) 健康

この調査の中には、健康に関する直接的な質問は含まれていなかった。統計的には明らかではなかったが、オステリア（1994；36）はエンターテイナーが職場で直面する問題として、アルコール中毒、薬物濫用、疲労及び孤独感から生じる病気を挙げた。

### b) マニラ首都圏におけるゴーの調査（1991）

#### 1) 基本的な特徴

マニラ首都圏でインタビューされた 202人の帰国労働者（90%が女性のエンターテイナー）は、殆どが20歳代であった。20歳未満が17%、20-24 歳が54%、25- 29歳が23%、30歳代以上は6 %であった。このうち、未婚が71%、有配偶が18%、同棲中が 7%、そして別居中又は寡婦は3 %であった。教育水準は比較的高かったが、オステリア調査よりは低かった。大学又は専門学校修了は5 %、大学中退は25%、高等学校を修了した者は47%であった。

#### 2) 渡航

回答者のうち、97%は興行目的の就労査証を有していた。ほとんどの場合（84%）渡航費用は日本の雇用主が負担した。平均的な契約期間は6ヶ月であった。

### 3)就労

以前からフィリピンでエンターテイナーとして働いていた者がいるかどうかは明らかではない。しかし、回答者の55%は来日する前に、ある程度の訓練を受けたとし、37%は芸術家として有資格証明書を取得していた。ほとんどの者は日本でエンターテイナーとして就労していたが、その実際の仕事は、エンターテイナーとしての本来の仕事（84%）、接客（65%）及び清掃及びその他の仕事（20%）であった。このその他の仕事が売春を含むものであったかどうかは明らかではない。概ね半分（49%）の者は日本に再び渡航することを計画していたため、フィリピンでは仕事を探していなかった。

### 4)健康

この調査においても、健康に関する直接的な質問は存在しない。しかし、契約上医療サービスを無料で受けられることが定められていた者のうち、85%の者が実際にかかるサービスを受けていた。

#### c その他の調査

1991年3月、菊地（1994）はケソン市において、日本に再渡航するため、興行目的の就労査証を申請していたリピーターの労働者20名を調査した。その年齢は21歳から30歳であって、平均は24歳であった。その教育水準は比較的高く、14名が高等学校卒業、3名が短期大学そして2名が大学を修了していた。過去における日本への渡航回数は平均3回であり、その滞在期間は6ヶ月（例外として4ヶ月及び8ヶ月がみられたのは、興行目的の就労査証であったためである。）であった。日本にフィリピンから渡航する前、4名はエンターテイナーとして働き、6名は失業し、4名は販売、2名は事務、2名は工場で就労していた。

大多数の女性は日本においてバーのホステスであった。ほとんどのホステスは、時々、そのボスから売春するよう要求されたが、興行目的の就労査証を有していることや同査証を再度取得する際に支障が生じるので、売春を拒否したと答えている。しかし、数名は明確に回答しなかったので、菊地（1994:79）は、興行目的の就労査証を有する者による売春を否定することは困難だと考えている。1988年にパズ・クルズ及びパガノニラ（1989、32、46）がフィリピンで行った、海外でエンターテイナーとして働いて帰国した者（そのほとんどが日本での就労）100名に関する調査結果でも、同様の見方が述べられている。

## タイ人女性<sup>9</sup>

1980年代後半以来、タイ人女性は性産業に従事するフィリピン人女性労働者に取って代わるようになり、売春を通じたエイズの感染は、次第に社会的にも医療面でも、深刻な問題になってきた。このような状況から、性産業に従事するタイ人労働者に関して多数の大規模な調査が1990年代始めにエイズ研究者により実施された。しかしこれらの調査結果はエイズに関する問題に焦点を合わせたものが多い。木原雅子ら（1994）は、154人の性産業従事者を含む169人のタイ人女性を1990年と1991年の間に調査した。宗像（1993）は、性産業に従事するタイ人女性労働者を日本において263名、バンコックにおいて101名調査した。

### a 摘発労働者に関する木原調査（1990/91）

木原雅子ら（1994）は、不法残留又はその他の理由で1990年1月から1991年8月までの20カ月の期間に東京周辺で摘発された169名のタイ人女性に対する調査を実施した。これらの女性は11問の質問を受けたのみであり、このうち4問が売春に関する質問と売春の経験の有る者のみに対するエイズに関する質問であった。

#### 1) 基本的な特徴

摘発された女性のほとんどは20歳台であった。即ち、19歳以下が12%、20から24歳が38%、25から29歳が32%、30から34歳が14%、35歳以上が4%であった。未婚が63%、有配偶が10%、離婚が15%、そして不明が12%であった。24歳以下の若年女性のうち、未婚の者は77%を占め、これより年齢の高い女性の場合は49%を占めた。小学校教育しか受けていない者が最も多く（49%）、中学校修了が16%、高校修了が14%、4%は大学レベルの教育を受けていた。

#### 2) 渡航

この調査では、渡航についての詳細な質問はない。これらの女性が自分の力で日本にきたのか、仲介業者のネットワークを利用したのか、日本への入国や日本での仕事についてだまされてきたのかはよく分からない。これらの女性の滞在期間は2カ月から49カ月間であった。売春していた者の大多数は、日本国内で移動した経験を有した。即ち、16%は一つの県にだけ滞在していたが、62%は2県、15%は3県、3%は4県に滞在していた。これらは、いずれも東京又は東京近郊の県であった。

---

<sup>9</sup> 日本におけるタイ人女性労働者に関する包括的概観は、齊藤（1990）、松田（1992）、吉村（1993）及びSinghanetra-Renard（1996）を参照されたい。

### 3) 就労

この調査では、就労についての詳細な質問はない。そして、154人の女性が売春を強要されたかどうかは明らかでない。しかし、この女性達の以前の職業からすると、大多数はタイでは売春には従事していなかったと思われる。バーのホステス又は売春婦は5%、ウェイトレスは10%であった。大多数は、農業が25%、販売が21%、工場労働12%、そして、事務職7%というように売春との関連がない職業についていた。

日本で売春していた154人の女性のうち、大多数(95%)はバーのホステスとして働いており、1%が街娼、そして3%はマッサージ・パーラーに勤めていた。客の数を回答したのは84名に過ぎなかった。これによると、1人から2800人まで幅があり、平均は167人であった。月間の客数は、1人から150人までにわたり、平均は18.8人であった。

### 4) 健康

売春に従事した154人の女性のうち、コンドームを使用したのが39%、経口避妊剤が40%、両方を使用したのが6%、いずれも使用しなかった者が3%であった。しかし、コンドームを使用したと回答した者が當時使用したかどうかは明らかでない。回答者のうち8名のみがHIVテストを受けたとし、そのうち1名は陽性であった。76人の回答者はテストを受けたことはないとし、70人は未回答であった。

#### b. 日本及びバンコックにおける宗像調査(1992/1993)

宗像(1993a)が中心となって、日本においてバーのホステスとして働いていた経験のある263人のタイ人女性について、日本国内で調査を実施した。これらの聞き取りは、1992年11月から1993年6月までの間に、市民団体又は入国管理事務所において行われた。もう一つの調査は、1993年1月から5月の間に、バンコックの5つのマッサージ・パーラーにおいて101人のタイ人女性に対して行われた。バンコックにおける調査のサンプルは代表性に欠けるかもしれないため、1992年5月から6月にかけて、チェンマイ(北)及びスンガイ・コロック(南)で実施された性産業に従事する女性外国人労働者に関するリマノンダの調査(1993)が、比較のためにしばしば引用されている。宗像(1993b;195-210)及び藤沢(1993:39-63)の調査結果の要約は以下の通りである。

#### 1) 基本的な特徴

日本で働いているタイ人女性は、15から17歳が7%、20から24歳が42%、25から29歳が33%、30から39歳が17%、40から45歳が2%で、ほとんどが20歳台であった。バンコックにいた者はこれよりやや若く、タイのその他の地域にいた者はさらに若くて、その平均年齢は22歳であった。日本にいるタイ人女性のうち、有配偶が21%、未婚だが同棲中は31%、離婚、寡婦又は別居中が22%、そして、未婚は27%であった。しかし、バンコック

では未婚者の比率が高く（59%）、有配偶の比率は低かった（4%）。バンコック以外のタイ国内の地域にいた女性のほぼ半数（48%）は有配偶であった。

日本にいるタイ人女性のうち、小学校を修了が42%、中学校を修了が29%、高等学校を修了は22%、そして、大学レベルの教育を修了した者が6%いた。バンコックにいた女性は一般的にやや学歴が低く、小学校修了のみが54%いた。しかし、大学を修了していた者の比率はずつと高く10%であった。バンコック以外の地域にいた女性は、4—5年しか教育を受けていなかった。

## 2) 渡航

残念ながら、この調査では渡航に当たっての詳細な事情は調査されていない。女性たちが自ら日本に渡航しようとしたのか、仲介業者のネットワークを利用してきたのか、日本への入国や日本での仕事について、だまされていたのかどうかも明らかではない。日本にいたタイ人女性のうち、62%は短期滞在査証で入国し、27%は就労査証、5%が留学査証、そして3%は日本人の配偶者として入国している。タイ人女性の日本での滞在期間は、数日から12年に亘り、平均は15.7月であった。これらの者の滞在期間が木原調査の場合よりもかなり長いのは、恐らく中途で摘発されたことがないためであろう。

## 3) 就労

この調査では就労に関する詳細な事情は調査されておらず、また日本にいたタイ女性が売春を強要されたかどうかも明らかではない。しかし、これらの女性の過去の就労経験をみると、大多数の者はタイでは売春に従事したことはない。バーのホステス又はマッサージに従事していた者は9%に過ぎず、ウエイトレス又はメイドであった者は5%であった。大多数は、農業が10%、販売が20%、工場労働が9%、事務労働が15%、そして洋裁師師又は美容師が13%というように売春と関連の薄い職業に就いていた。

今の仕事を自分で見つけたタイ人女性は2名に過ぎない。しかしタイ人女性のほとんどは少なくとも現在の職場を自分で選択するかなりの自由をもっていたと考えられる。46%の女性は今の職場を友人、知人及び同僚から紹介され、11%は「ママさん」（経営者の女性）から紹介された。しかし、これは選択されたサンプルが偏っていたためと思われる。職場を選択する自由がほとんどない者は調査の対象に含まれていない。リマノンダ調査の回答者のうち、3分の2は性産業で働くことを自分で選択し、4分の1は、友人、隣人又は親戚の薦めに基づいて選択している。強制され、又は、だまされてこの職業に就いた者はほとんどいない。

一日の客の人数は、ゼロから4人となっている。日本にいるタイ人女性の場合は平均1.6人であるのに対し、バンコックにいるタイ人女性の場合は平均2.1人であった。

日本にいるタイ人女性のうち、現在の仕事を継続するつもりの者は5%に過ぎず、86%

の者は出来る限りすぐにやめたいとしている。日本で希望する職業としては、工場労働者（40%）、美容師・服飾師（18%）、学習・訓練（15%）、ウエイトレス（9%）又はメイド（8%）となっている。しかし、過半数の者は、タイに帰国して小さな商店、美容院又はブティックを経営したいとしており、日本での滞在や仕事が満足のいくものではないことを示唆している。リマノンダ調査においては、回答者の半数以上は1年程度仕事を続けるつもりであり、雇用主への負債が返済できた後は、家に戻って農業を営むか、自ら事業を営みたいと多くの者が語っている。

#### 4) 健康

日本にいるタイ人女性のうち、客とのセックスの際はいつでもコンドームを使用した者は32%に過ぎず、時々使用が60%、全く使用したことがない者が8%であった。バンコックにいる女性のうち、いつでもコンドームを使用する者は99%、時々使用する者は1%であった。タイ国内では、地域的にみてもコンドームの使用については違いがみられる。即ち、北部ではいつでも使用するとしている者が85%だが、南部では24%に過ぎない。日本及びバンコックのタイ人女性のほとんど全ては、客と一緒にいる時にはコンドームが必要としており、タイの他の2つの地域でも、大多数（80%）の者はできればコンドームをいつでも使用したいとしている。日本にいるタイ人女性の34%は、客がコンドームの使用を拒否したら使用しないとし、その場合は客を拒否するとした者は37%であった。バンコックにいる女性の場合、危険を伴うセックスを受入れる者が1%、客を拒否する者が83%となっている。バンコックにおける回答はタイ北部での回答と類似しているが、客がコンドームを使用したくないと主張したら危険を伴うセックスを受入れる者が70%もいる南部とは相違している。

HIVテストは、日本にいるタイ人女性は73%、バンコックでは98%の者が受けている。ほぼ半数の者は、自らの意思でテストを受けたが、残る半数の者は雇用主によってテストを受けさせられた。テストの頻度はバンコックより日本の方が高いが、日本でもタイでも、2、3ヶ月に1回のテストを受けるのが通例である。日本でもバンコックでも、女性のほとんどはテストの結果を知っているとしているが、宗像調査ではテスト結果が陽性だったかどうかは調査していない。その代わり同調査では、前年において同僚にHIVが陽性だった者がいたかどうかを質問している。日本にいるタイ人女性の17%、バンコックにいるタイ人女性の5%が、この質問に「いた」と答えている。リマノンダ調査においては、タイ人女性の50-60%は過去1-3ヶ月の間にHIVテストを受けたとしていた。80%の者は結果は陰性だったとし、1%の者は陽性だったとした。その他の者は、結果を知らないと述べた。

## 5) 支援

宗像調査は、支援組織に関する知識とサービスの利用状況を質問した。日本にいるタイ人女性のわずか38%しか女性のための避難所や外国人労働者の支援組織があることを知らなかつた。このうち、こうしたサービスを利用したことがある者が11%、利用したいとした者が78%、利用したくないとした者が11%であった。日本にいたタイ人女性の大多数(81%)は、電話又は面談によるエイズ相談サービスについて、タイ語が使用可能であれば利用したいとしていた。自分がエイズに感染していることを知った場合、大多数(84%)は相談サービスを利用したいとしていた。

### c. その他の調査

このほか、エイズ研究者によって行われたタイ人の性産業に従事する労働者に関する小規模の調査がある。木原ら(1993a;245-246)は、1992年に長野県及び栃木県において、16歳から37歳までの53名のタイ人女性に対して調査を実施した。その結果によれば、単身(離婚又は別居)が72%であり、中学校修了又はそれ以下の学歴の者が73%であった。日本に入国する前に性産業に従事していた者は2%に過ぎず、農業が11%、販売が35%、そして製造業に従事していた者が35%であった。HIVテストを受けた者は79%に達した。コンドームをいつでも使用するとした者は18%、時々使用する者は77%、全く使用したことのない者は5%であった。客の数について回答した10人のうち、9人は1日1人であるとし、残る1人は週に3-4人としていた。

### その他の国籍

1980年代後半以降、コロンビア人のストリップ嬢及び東京・新宿における街娼については、時々言及されるのみであったが、最近における統計と調査によれば、日本において性産業に従事するコロンビア人女性労働者は急速に増加している。コロンビア人に絞った調査は実施されていないようであるが、サンカリーら(1995)の実施した調査で聞き取りを行った54名の女性のうち、33名はコロンビア人であって、21名はアジア出身者であった。その調査結果によれば、コロンビア人女性の平均年齢は23歳で、パートナーがいる者が38%、高等学校より低い学歴の者が17%であった。アジアからの女性の場合、平均年齢は26歳、パートナーがいる者が43%、高等学校より低い学歴の者が47%であった。

聴取したコロンビア人女性は、平均11ヵ月(うち6ヶ月は日本国内)の期間性産業に従事していたが、聴取したアジア出身者の場合は平均20ヵ月(うち15ヶ月は日本国内)であった。コロンビア人の回答者の場合、1週間当たりの客数は19人で、アジア出身者の場合は11人であった。日本人でない者が客である比率は、コロンビア人の場合には32%が高いのに対し、アジア出身者の場合は5%に過ぎなかった。いずれのグループの場合も、客の相手をする場合はコンドームを使用していると述べていた。日本においては、コロンビア

人はその32%しかHIVテストを受けていないが、アジア出身者の場合は83%であった（サンカリーラ1995;129）。

最近の文献と統計によれば、性産業に従事する大陸出身の中国人女性労働者も増えている。最近の新聞記事によれば（朝日新聞、1997年3月12日付）、「蛇頭」と呼ばれる組織の援助により不法に日本に入国した中国人女性が、不法入国に伴う負債の返済のために性産業に従事する外国人女性労働者として働いている。しかし、中国、台湾及び韓国からの女性の不法就労外国人又は性産業に従事する外国人女性労働者に関しては、調査は実施されていないようと思われる。

しかし、駒井（1989;17）は、1980年代に台湾又は韓国から日本に入国し、性産業に従事する女性労働者の状況について、様々な情報に基づいて簡潔に説明している。ほとんどの女性は、その母国においても、パッケージ・ツアーでやってくる日本人を相手とする性産業で働いていた。政治的な理由からこうしたパッケージ・ツアーが減少したために、これら女性労働者は以前の客とコンタクトを取ることを期待しつつ日本へと出稼ぎに来た。一般的にこれらの女性は、母国では将来がないと考え帰国する意思はほとんどない。このような考え方では、フィリピン人女性やタイ人女性が、日本に一時的にしか滞在する意思がないのはかなり異なっている。

日本人の配偶者等の査証は日本における滞在と就労について、ほとんど制約を課していないことから、1980年代以降性産業に従事する外国人女性のなかに、偽装結婚により入国する者がいると言われている。フィリピンやタイでは、興行目的や短期滞在の査証の取得が一層困難になっていることから、日本人の配偶者等の査証を持って日本に入国して性産業に従事する外国人労働者が以前よりも増加している兆候がある。藤田（1997;40）は、日本に入国するフィリピン人女性においては、興行目的の就労査証から日本人の配偶者等の査証にシフトする傾向があることを示唆している。このような示唆は、最近入国管理当局があるレストランとバーを検査した際、そこで働いている外国人女性労働者の全員が日本人配偶者等の査証を有していたという事実に基づくものである。来日した外国人女性で結婚している者に関しては2、3の調査があるが（小島、1996）、偽装結婚による入国に関する調査は当然のことながら無いものと思われる。

## 第2章 日本への女性のトラフィッキングに関する調査

### 調査の対象と目的

本調査の目的は以下の通りである。

- (1) 日本への女性トラフィッキングの問題に関する日本政府及びN G O、一般市民の自覚と理解の向上。
- (2) この問題への総合的な取り組みと女性トラフィッキングの防止策促進。
- (3) トラフィッキングされた女性の本国への帰国、社会復帰に向けた将来的支援活動の立案。

性的搾取を目的に日本にトラフィッキングされるフィリピン人女性の数の膨大さを考慮し、上記3点の研究目的を達成するため、フィリピン国内で調査を実施することを決定した。本調査では、女性の日本へのトラフィッキングの特徴、原因と結果を分析した。より具体的には、本調査はトラフィッキングされた女性の特徴と経験を分析し、トラフィッキングの範囲と方法を調べると共に、この問題への政策的対応の現状を検証した。さらに、本調査では日本への女性トラフィッキングの防止策及び被害者支援策への提言を行った。

### 調査の方法

#### データ収集

日本にトラフィッキングされたフィリピン人女性を特定するため、本調査研究グループは「女性海外出稼ぎ労働者ネットワーク」(WOWNET)のメンバーと提携、このネットワークに所属するマニラ首都圏のN G O 6団体(協力者一覧参照)と協力して聞き取り調査質問表の作成を行うと共に、100人の回答者を選定して聞き取り調査をおこなった。聞き取り調査に先立ち、本調査研究スタッフはN G Oの代表者に対して、IOMの聞き取り調査質問表を用いて回答者選定と聞き取り調査テクニックに関する研修を行った。100人への聞き取り調査は1997年3月1日から3月24日にかけて行われた。

#### トラフィッキングの定義

本調査では第1章4頁で述べたIOMのトラフィッキングの定義を用いる。

## 調査手段

IOMの聞き取り調査質問表の内訳は以下の質問項目に大別される。

- (1) 年齢、学歴、出生地といった社会経済的要因
- (2) 海外雇用あっせんのネットワークとそれに伴うコスト
- (3) 日本への入国状況と労働条件
- (4) 日本での労働に伴う利益と損失
- (5) フィリピンへの帰国状況
- (6) 帰国者の社会復帰に対する女性達からの提言

この聞き取り調査表（付録1）は現地語に翻訳され面接調査に用いられた。

聞き取り調査に加え、移住・トラフィッキングに関する文献資料調査も行った。またこれらの調査を補うため、NGO代表者とのグループ討議も実施した。本調査研究グループはまた1997年2月25日にフィリピン・ケソン市のイノテック会館で行われた「女性のトラフィッキングに関する政府・NGOの意識向上トレーニング」（女性のトラフィッキングに関するベルギー政府のプロジェクト）にも参加した。

## 本調査の制約

本調査は以前トラフィッキングされた経験を持つフィリピン人女性を対象に行われた。聞き取り調査はマニラ首都圏で行われたため、調査対象の女性のほとんどが都市出身者によって占められている。本調査の限られたサンプルに対する聞き取り調査によってフィリピンから日本への女性のトラフィッキングの一般的傾向をつかむことは可能であるが、もとよりこの限られたデータから総合的統計結果を導くことは意図していない。

本調査ではトラフィッキングの主な傾向に関する分析のみが行われた。しかし調査で収集した各種データに対する分析を将来さらに進めることは可能であろう。

### 第3章

#### フィリピン人女性の日本へのトラフィッキング概観

マクロ・レベル、ミクロ・レベル双方の政治経済的、社会文化的諸要因が相互に影響し合いながら日本への女性トラフィッキングのパターンを形成している。

##### 人的資源の輸出

過去数10年間にわたりフィリピンは労働力の輸出を行ってきた。本来、労働者の海外への送り出しは、急増する余剰労働力の緩和とこの国の国際収支問題に対処するために推進された。1970年代には海外雇用の推進プログラムが成立した。多年にわたって労働力輸出は制度化され、フィリピン経済政策の重要な要素となった。

最近の推計によれば、少なくとも420万人のフィリピン人が海外で働いているが、そのうちの240万人が合法移民、180万人が不法移民と見られている(Battistella, 1995)。フィリピン経済はいまだに持続的な経済成長と発展を遂げるには至っていない。その結果として、労働力を国内で十分に吸収するだけの雇用を創出することが出来ないでいる。

表4は、フィリピンにおける深刻な失業、不完全就業問題を示している。(1984年から1994年にかけての平均失業率・不完全就業率はそれぞれ9パーセントと23パーセントである。) このことは、恐らく女性エンターテイナーを含むフィリピン人が日本に雇用機会を求める一つの要因と言えよう。

表4  
労働雇用指標 1982-1994

	1982	1984	1986	1988	1990	1992	1994
労働力人口(百万人)	18.4	20.7	21.6	23.4	24.5	26.2	27.5
労働力率	60.1	63.5	63.8	65.4	64.5	65.0	64.4
就業者数(百万人)	16.7	18.5	19.2	21.5	22.5	23.2	25.2
失業者数(百万人)	1.7	2.2	2.4	2.0	2.0	2.2	2.3
失業率	9.4	10.6	11.1	8.3	8.1	8.6	8.4

資料出所: Philippine Statistical Yearbook(1995)

## 本国送金と経済

一般的にある国からの海外出稼ぎ労働者の実数とその国への外貨送金レベルとの間には密接な関連性がある。従って多くのフィリピン人労働者が海外に出稼ぎに行くのに合わせて、この国への外貨送金額も増加している。同様に、外貨送金額と貿易収支支払い状況の間にも関連性が見られる。

表5は1975年から1995年にかけての出稼ぎ労働者数及びドル送金額、貿易収支に関するデータを示している。しかし、ドル送金額に関するデータは正規の金融システムを通して送金された金額に限られており、友人や親戚を通して仕送りされた金額は含まれていない。もしもこの非公式ルートによる仕送りも含めれば、実際の外貨送金額はここで報告されている金額よりも高くなるであろう(例えば、Alburo, 1993; Abella, 1992参照)。

表5  
出稼ぎ労働者数、外貨送金、貿易収支

年	出稼ぎ総人数	外貨送金額(米ドル)	貿易収支(米ドル)
1975	36,035	103.00	1,164.71
1985	389,200	687.20	481.72
1995	661,035	1,877.51	9,090.44

資料出所: POEA and Philippine Statistical Yearbook

アジアにおけるフィリピン人海外契約労働者(OCWs)の最も重要な受入国は日本である(表6、7参照)。同時に中東と北アフリカ諸国への出稼ぎ労働者も高い割合を占めている。1975年から1995年にかけて、日本に出稼ぎに行ったフィリピン人労働者は、平均でフィリピンからの移住者総数の5.7パーセントを占めている。

日本における雇用機会と所得水準はアジア地域諸国の中で突出している。1990年の日本における失業率は2.1パーセント、女性の失業率も2.3パーセントに留まっている(UNDP, 1992)。これに対して1990年のフィリピンにおける失業率は8パーセント、不完全就業率は22パーセントに達している(NSO, 1993)。

表7は日本とフィリピンにおける経済水準の比較データであるが、両国間の所得レベルの著しい格差を示している。日本における一人当たり実質国内総生産(GDP)はフィリピン

の6.3倍、また日本における低所得者層(下位40パーセント)の一人当たり平均所得はフィリピンの41倍に及んでいる。

表6  
受入国別海外契約労働者・移民内訳 1990-1995  
(単位: %)

合計		1990-95
1. 全フィリピン人出稼ぎ労働者	100.00	
A. 陸上勤務	(3,817,829)	
アジア	91.0	
日本	(3,817,829)	
ブルネイ	71.0	
香港	(2,978,517)	
インドネシア	21.1	
韓国	6.5	
マレーシア	(193,604)	
シンガポール	1.2	
台湾	7.5	
その他	0.1	
アフリカ	0.3	
アメリカ	1.3	
ヨーロッパ	1.3	
中東	2.6	
オセアニア	0.4	
信託統治地域	0.4	
記録無し	1.7	
B. 海上勤務	40.2	
2. 移民 <sup>10</sup>	(839,312)	
	9.0	
	(377,620)	

資料出所: GO, S. (1997) 注. ( ) 内は実数。

表7  
フィリピン-日本両国の経済力指数

国	一人当たり 実質GDP (米ドル)	一人当たり GNP	低所得下位 40% 一人当 たり所得	低所得者 40% の 所得割合	高所得20% 対 低所得20%
日本 フィリピン	14,311 2,269	12,810 710	8,630 210	21.9 15.2	4.3 8.7

資料出所: UNDP(1992)

<sup>10</sup> 永住目的の移住を指す。

表8は、日本におけるフィリピン人の就労者数が1983年及び1989年を除いて増え続けていることを示している。1992年の1月だけを見ても、5,377人のエンターテイナーが日本に入国しているが、そのうちの65.20パーセント(3,510人)はフィリピン人で占められている。この傾向はフィリピンにおける「ジャパニーズ」という流行語を生み出したが、この語は女性「エンターテイナー」と関連づけられている。

表8  
フィリピン人エンターテイナー

年	人数
1982	9,125
1983	8,395
1984	11,972
1985	17,861
1986	26,029
1987	36,039
1988	41,423
1989	31,719
1990	42,867
1991	57,039

資料出所: de Dios 1992

合法的に就労しているエンターテイナーの数は1991年以降著しく減少しているが、不法エンターテイナーの数は逆に相当増加していると考えられる。このことは過去4年間の日本におけるフィリピン人就労者総数の増加という事実によって裏付けられている。

日本へのフィリピン人女性のトラフィッキングに関するデータは極めて限られている。データに関する問題の上に女性のトラフィッキングに固有の秘密性、そしてそれは合法的・非合法的手段の双方を用いて行われるという事実が加わる。女性はトラフィッキングされている自覚がないまま合法的に日本に連れて来られるかもしれない。そして最初に約束された職に就けるだろうと思い込んでいたのが、出発前に同意したのとは異なる仕事に従事することを強要されて初めて自分が被害者であることに気がつくであろう。

トラフィッキングの規模を知るには、売春や不法移民関連の調査結果から推測するしかない。パレルやその他の著者(1995)は、日本国内で15万人の外国人女性が売春に携わっており、そのうちの50パーセントがフィリピン人女性であると報告している。性産業は日本の国民総生産(GNP)の1パーセントを占めている。表9と10は1987年から1994年にかけて摘発された

フィリピン人の人数を示している。摘発された女性の中には売春に従事していた者も含まれている。

表9  
日本におけるフィリピン人不法就労者数1987-1990

年	ホステス	ウェイトレス	ストリッパー	売春婦	工場労働者	店員	清掃員	メイド	その他	合計
1987	5,103	75	216	162	30	32			47	5,665
1988	3,169	43	143	101	39	43			46	3,584
1989	2,094	27	46	70	47	27	1	58	25	2,395

資料出所: Morita(1992)

表10  
日本におけるフィリピン人不法就労者数1990-1994

年	工場労働者	ホステス	その他肉体労働	ウェイトレス	皿洗い	コック	その他サービス業	売春婦	その他	計
1990	614	2,602	374	-	-	-	147	-	948	4,685
1991	1,087	3,518	-	371	592	-	264	611	1,115	7,558
1992	2,549	5,030	502	1,062	1,333	567	486	1,606	1,505	14,640
1993	3,466	7,007	927	1,507	1,520	664	682	1,913	-	17,686
1994	3,139	7,413	800	2,242	1,530	626	687	1,176	1,710	19,323

資料出所: Asian and Pacific Migration Journal(1995)

## 第4章 調査結果

### 日本へトラフィッキングされたフィリピン人女性・特徴

聞き取り調査の時点における女性達の平均年齢は28歳であるが、日本への最初の渡航時における平均年齢は20歳である。圧倒的過半数(88パーセント)は14歳から24歳の間に初めて日本へ渡航しているが(表11)、そのうちさらに約半数の女性(46パーセント)が15歳から18歳の間に最初の日本行きを果たしている。その他の42パーセントは19歳から24歳の間に、残りの女性達は25歳から35歳の間に日本へ出稼ぎを行っている。フィリピン海外雇用庁(Philippine Overseas Employment Administration: POEA)はエンターテイナーの最低年齢を23歳に制限している。

初めて日本に行く際(表12)、半数の女性(50パーセント)は独身であったが、17パーセントは未婚の母、33パーセントは既婚、あるいは配偶者と別居または死別していた。38パーセントの女性達は平均して1-2人の子供がいた。調査対象のうち3分の1の回答者が既婚者で占められていたが、初めて日本に行って以降別居するケースが増えている。子供の数も平均して2人から3人に増加している。調査対象の母親全員が子供を残して日本に出稼ぎに行っている。

表11  
回答者の年齢層別構成比

時期	年齢グループ					平均年齢
	15-18	19-24	25-35	36以上	計	
初渡航時	46	42	12	0	100	19
現在	0	29	61	10	100	27

表12  
回答者の婚姻状況

時期	婚姻状況							
	独身	既婚	離婚	別居	寡婦	未婚母	同棲中	計
初渡航時	50	23	0	9	1	17	0	100

表13は子供を持つ回答者のその他の社会人口統計学的特徴を示している。女性達の多く(47パーセント)が高校卒業者で占められている一方、さらに19パーセントは大学やその他の専門学校教育を受けている。26パーセントは高校を中退、また8パーセントは義務教育に留まっている。

日本への渡航に先立つ女性達の職業経験は、全体的に極めて限られている。40パーセントは全く働いた経験がないか、失業中または学生であった。職業経験を有する者のうち、24パーセントはフィリピンのバーやクラブで歌手、ダンサー、ホステス、または接客サービスなどの仕事をしていた。13パーセントは販売やサービス業、10パーセントは工場、9パーセントは家事労働に従事していた。技能労働者はわずか4パーセントに過ぎなかった。

回答者の圧倒的大多数が(91パーセント)が都市出身者であると述べている。この高い数値は聞き取り調査がマニラ首都圏で行われたという事実によって説明がつくであろう。

表14に示されているように、ほとんどの女性(71パーセント)は、家計の苦しさのために海外への出稼ぎを決意している。一方で、21パーセントは日本の雇用機会の豊富さを動機としている。この経済的動機の重要さは、日本における過酷な労働条件を承知しつつ女性達の多くが日本への渡航を繰り返していることによく表われている。過半数の回答者(55パーセント)は既に2-6回日本に渡航しているし、5人の女性は既に7-11回も日本行きを繰り返している。従ってトラフィッキングと不法な国際的労働力移動との間には密接なつながりがあると言える。

表13  
回答者の社会人口学的特徴

社会人口学的特徴	パーセント	平均
渡航前に子供がいた	38	
渡航前の子供数		1.5
子供と一緒に渡航した		
はい	0	
いいえ	100	
合計	100	
日本渡航後子供を持った	43	
日本渡航後の子供の数		2.9
学歴		
義務教育未了	3	
義務教育終了	5	
高校中退	26	
高校卒業	47	
専門学校	9	
大学	10	
合計	100	
渡航前のフィリピンでの職業		
就職経験無し	6	
失業	21	
家事手伝い	6	
メイド	3	
工場労働者	10	
事務職	2	
技能労働者	2	
学生	13	
接客業	11	
歌手／ダンサー	13	
販売／宣伝／行商	13	
合計	100	
出生地		
農漁村	11	
都市	91	
合計	100	

表14  
動機、日本への渡航回数、渡航時機

	実数
日本への渡航理由	
雇用斡旋	21
家計の状況	71
運試し	4
旅行	1
家族／知人の訪問	0
その他（家族問題からの逃避）	2
無回答	1
合計	100
日本への渡航回数	
1回	38
2回	15
3回	16
4回	13
5回	6
6回	5
7 - 11回	5
無回答	2
合計	100
日本への渡航時機	
1976 - 1980	3
1981 - 1985	14
1986 - 1990	32
1991 - 1995	47
1996 - 現在	3
無回答	1
合計	100

日本へのフィリピン人女性の出稼ぎは1976年に始まる。しかし今回の調査対象に限ってみれば1991年から1995年にかけて最も多くの女性(47パーセント)が出国している。3分の1の回答者は1986年から1990年にかけて日本に渡航している。

#### 募集のパターンと日本への出国の条件

誰がどのようにして女性達の日本での働き口をあっせんしたのだろうか？約半数の回答者(46パーセント)は、フィリピンの家族や友人から海外への出稼ぎの話を持ちかけられたと答えている。27パーセントは日本在住の友人や親戚から日本での就職の可能性について聞かされたと答える一方で、24パーセントは仲介業者から話を持ちかけられている。ラジオやテレビから日本での雇用機会を知った者は2パーセントに過ぎない。

過半数の女性(77パーセント)は仲介業者に職を世話をもらっている。このうち、62パーセントはフィリピン人の業者、9パーセントは日本人のエイジェント、また6パーセントは日本ーフィリピンの合弁業者から仲介を受けている。これ以外の仲介者としては友人(13パーセント)、親戚(6パーセント)、夫又はボーイフレンド(2パーセント)が挙げられるが、これらは全員フィリピン人である。

半数の回答者(50パーセント)は、仲介業者が金銭面の世話をしてくれたので、日本への渡航経費を払う必要はなかったと述べている。全く金を払う必要はないという仲介業者の保証は、大きな誘惑であった。しかしながら、彼女達は書類審査や、健康診断、渡航などの諸経費が後で日本での給与から差し引かれるということは聞かされていなかった。また回答者の47パーセントは日本への渡航の手配に謝礼を支払ったと述べている。

大多数の回答者(86パーセント)は仲介業者に渡航書類の手続きを任せていた。7パーセントは仲介業者の助けを借りて、また6パーセントは自分で渡航書類の手続きを行っている。一人の女性はフィリピンにおける仲介業者でも日本における仲介業者でもない「フィクサー」と呼ばれる仲介人の助けを借りていた。当然、このようなサービスの費用は後で給与の中から返済することになる。

半数以上の女性達は年齢その他の個人情報に修正を加えた偽造旅券を用いていた。

日本での仕事の一部に売春が含まれるということについて事前の知識を持ち合わせていた女性はわずかに11人であった。事前の知識を持ち合わせていなかつた女性の大多数は、「現実を受け入れるしかない」と辛い境遇を耐え忍び、自分達の仕事の内容に順応するよう努めた。この苦痛、羞恥心、罪悪感に耐えるために飲酒や自分の肉体の問題を努めて考えないようにすることで苦しさを紛らわした女性もいた。その一方で、20人の女性は売春には関与しなかつた、と答えている。

大多数の回答者(86パーセント)はマニラから日本への直行便で渡航しているが、10パーセントは旅費を節約するため香港経由で来日している。しかし、残りの女性達は一旦台湾やシンガポールに立ち寄り、そこで売春に携わっている。

表15  
雇用斡旋ネットワークと仕組み

雇用斡旋の仕組み	実数
情報源	
日本にいる友人／家族	27
フィリピンの友人／家族	46
新聞	0
ラジオ／テレビ	2
仲介業者	24
無回答	1
合計	100
職を斡旋されたか	
はい	100
いいえ	0
合計	100
誰が職を斡旋したか	
夫／恋人	2
仲介業者	77
広告	2
家族	6
友人	13
合計	100
仲介業者の国籍	
日本	9
フィリピン	62
日本－フィリピン提携	6
該当せず	23
合計	100
日本への渡航に当たって第3者に謝礼を支払ったか	
はい	47
いいえ	50
無回答	3
合計	100
偽造旅券を使ったか	
はい	54
いいえ	46
合計	100
誰が旅券を取得したか	
本人	6
仲介業者	86
仲介業者に伴われた本人	7
フィクサー	1
合計	100
仕事の内容に関する知識の有無	
有	11
無	69
該当せず（性的サービスへの関与なし）	20
合計	100
日本へ直接渡航したか	
はい	86
いいえ（シンガポール、香港、台湾経由）	14
合計	100

## 出国前の経費

大多数の女性達の場合、渡航前の経費は将来の雇用主や仲介業者が負担した(表16)。ほとんどの場合、このような諸経費の内訳は女性達には知らされていないが、経費内容の一部を知ることができた女性達の話では、仲介業者は平均して女性一人当たり2,048ドルを負担し、その後平均581ドルが毎月の給与から差し引かれた。約5分の1の女性達は平均430ドルの渡航前の経費を家族や親戚からの援助に頼っている。この金額は通常旅券申請や健康診断、保険の支払いに当てられる。2人の女性は仲介業者への支払いに当てるため家族が土地を売却しなければならなかった、と話している。

表16  
渡航前の諸経費

財源	実数	平均経費 米ドル	経費の範囲 米ドル
本人／家族の出費	19	430	30-1,200
仲介業者	30	2,048	136-15,000
給与から天引き	47	581／月	30-1,960
無回答	4		
合計	100		

興行目的の就労査証などの正規の手続きを経て就労資格を取得していたのはわずか21パーセントだったのに対して、33パーセントはフィリピン政府の公式ルートを通らずに興行目的の就労査証を取得していた。36パーセントは7-15日間または3ヶ月間の短期滞在査証を取得した。日本人の配偶者の査証を使って日本に入国した者も若干名(6パーセント)いた。不法入国のケースは2パーセントであった。

日本への入国に際して入国管理局に拘束され数時間に及ぶ尋問を受けるといった問題に直面したケースは19パーセントに過ぎなかった。何人かの女性は空港職員や入国管理局職員の出迎え、付き添いがあったと話している。フィリピンを出国する際にも同様の経験をしている女性が多い。何人かの女性は空港職員の付き添いで出国審査を通過している。トラックフィッキングされた女性の1人が調査研究スタッフに話したところでは、15人のグループでフィリピンを出国したが、空港職員1名の付き添いで出国審査を通過したという。この女性の話では、各自この空港職員に謝礼として500ペソを支払ったが、この職員は「私について来なさい。でも、ほかの人達に気付かれないよう私から離れてついてくるように。」と指示したという。

大多数の女性は、日本への入国審査に困難はなかったが入国した後で悪夢が始まった、と打ち明けている。77パーセントの女性の話では、売春を強要されたあげく、雇用主や客の言う事を聞かない場合は雇用契約書や渡航書類を所持していないことを警察に通報すると脅された、という。実際、何人かの女性は妊娠し強制的に中絶させられた。肉体的、精神的な病気になった女性もいる。

仲介業者らから約束されていた仕事と実際の仕事とは違っていた。表17に示されているように、74パーセントの女性はダンサーや歌手、エンターテイナーとして働くという事は知っていたが、そのような仕事をした経験のある者はわずか24パーセントしかいない。売春をしなければならないかもしれないということを知っていたのは、わずか11人に過ぎなかった。その一方で、5パーセントの女性はメイドや子守りとして働くものと思っていた。しかし、日本での滞在中、77パーセントの女性が売春を強要される羽目に陥っている。

表17  
渡航状況

		実数
契約を結んだ		
	はい	77
	いいえ	23
	合計	100
査証（在留資格）の種類		
	短期滞在	36
	婚姻	6
	興行	52
	不法入国	2
	無回答	4
	合計	100
渡航前に約束された職種		
	ダンサー／歌手／エンターテイナー	74
	ホステス	1
	メイド	3
	子守	2
	学生	1
	ウェイトレス	10
	売春婦	4
	その他（家庭教師／工場労働者）	4
	無回答	1
	合計	100
日本への入国時の障害		
	有	19
	無	81
	合計	100

## 日本での労働状況

### 契約、女性の収入、仲介業者の取り分

雇用契約を結んでいた女性は77パーセントに過ぎない(表17参照)。平均的な3ヶ月契約は1,013ドルに相当する。日本への渡航回数、雇用主や業者との関係などにより、契約期間は異なる。容姿、年齢といった個人的特徴も、契約の更新や給与レベルを決定する要因となる。

回答者の平均手取り月収は7万200円であった。この金額は一見高そうに見えるが、実際には過半数(65パーセント)の女性の月収は3-5万円に過ぎない。13-17万円という高収入を得ていた女性は14パーセントに過ぎない。4パーセントの女性はトラフィックによる精神面の傷を治療するカウンセリングを受けていたため日本への滞在中何の収入も得られなかった。

大多数の女性(64パーセント)が、仲介業者に収入の約75パーセント(平均5万2,000円)をピンハネされていた、と報告している。雇用契約を結んでいない女性の場合にはさらに高い率の給与が仲介業者の取り分となっていた。

過半数の女性(62パーセント)は、月々平均で4万7,100円をフィリピンの家族に仕送りしていた。しかし、12パーセントの女性は給与を受け取っていなかったか、または帰国の際直接現金を持ち帰ったために仕送りはしていなかった。女性達の話によれば、彼女らの現金収入は主に客からのチップや「飲食代」(客が注文した飲食費の中からの女性達の取り分)から得られていた。実際、多くの女性達が客のチップに依存せざるを得なかつた。というのも、通常雇用主は女性達の契約が切れて帰国するまで給与の支払いを据え置くことが多いからである。女性達はこのようなシステムによって給与を帰国時まで積み立てができる反面、強制売春を始めとする搾取を受けやすくなっている。

表18  
月収、仲介業者の取り分、仕送り額（米ドル）

月収	実数	業者の取り分	仕送り状況
100以下	4	9	28
101-300	18	33	33
301-500	43	16	16
501-700	8	5	5
701-900	4	6	6
901-1,100	7	1	3
1,101-1,300	1	3	0
1,301以上	14	8	4
知らない	1	10	3
無回答	0	9	2
合計	100	100	100
所得に占める割合	702	523	470

表19に示されているように、21パーセントの回答者が仲介業者や雇用主に対して何らかの負債があり、このため不利な立場に立たされている。過酷な労働を強制されたり、雇用主の知人への「性的サービス」を命じられたりしている。

大多数の女性(94パーセント)は雇用主から住居の提供を受けていた。仲介業者はこれを労働者への福利厚生の一部として吹聴しているが、このいわゆる福利厚生が実際には雇用主の女性労働者に対する管理の要となっている。女性達は、ほとんどの寝室には窓がなく、またあつたとしても外を見る事は制限されていたと話している。

過半数の女性(73パーセント)は移動を制限された上、外出時には監視された(表20)。住居と職場の間は運転手が送り迎えをし、私用の買い物のときも監視役が同行した。

約半数の女性(45パーセント)が、食料や暖房設備の不足を訴えた。病気の時も十分な薬は与えられていなかった。

大多数の女性(84パーセント)が旅券を雇用主に保管されていた。66パーセントの女性は労働時間について文句を言ったり、客の性的要求を拒否する自由はなかったと話している。何人かの女性は一晩中客の相手をした翌日できえ、別の客との外出を拒否することはできなかつたと訴えている。勤務中、女性達は常に抜目なく愛敬を振りまき、客を楽しませなければならなかつた。さもなければ、動作が鈍いとか愛敬が足りないという理由で平手打ちを受けた。

47パーセントの女性は客や雇用主、仲介業者からの肉体的、性的暴力を受けていた。彼女達は仲介業者やクラブのガードマンに殴打されたり、サド・マゾ趣味の客に煙草を押し付けられて火傷を負うなどの被害を受けたりしていた。

約半数の女性(46パーセント)は、雇用主がヤクザ組織に関係していたと伝えている。もしも客や雇用主の要求(特定の性的サービスなど)を拒否すれば、不法就労者として警察に通報される危険を犯すことになる、とも話している。

29パーセントの女性は、複数の雇用主や客の間を移動させられていた。18パーセントの女性はコンドームを使わずに働くことを強要された。女性達はこのような体験による影響を「身体と心と感情を痛めつけられて、普通の感覚や感情はもう残されていないと感じた」と要約している。女性達に残された唯一の対処方は自分の体験について何も考えず何も感じないようすることである、とも話している。

何人かの女性は、彼女達が「ハイ」な気分になり、非人間的な労働環境や周囲の男性達の「下劣な行為」に順応できるよう、飲み物の中に薬物が混入されていたと伝えている。眠気を催したり勤務態度(愛敬や性的アピール、客や雇用主好みへの対応など)が良くなかったりすると殴打された。

また女性達はその他のトラブル(警察へ通報するとの脅し、家族への脅迫、友人達への悪評流布) やフィリピンへの帰国後にブラックリストに載ることを避けるため、雇用主に服従したという。多くの女性達が再び来日して良い働き口を見つけるか契約を更新したいと考えていたため、雇用主や仲介業者と良好な関係を維持しなければならなかった。つまり、機嫌を損ねないために極力彼らの要求を満たすよう努めたのである。様々な虐待にも拘らず日本に戻りたいと願うのは矛盾しているように見える。しかし彼女らは一方で収入を大変必要としたし、また最も大切な点であるが、2度目からは虐待を避けることが可能になるとを考えていた。

表19  
日本における労働状況（1）

労働状況	実数
売春の強要	
はい	77
いいえ	22
無回答	1
合計	100
日本における仲介業者に対する負債の発生	
はい	21
いいえ	64
無回答	15
合計	100
日本における住居の提供	
はい	94
いいえ	5
無回答	1
合計	100

表20  
労働状況（2）

	はい	いいえ	多分	回答無し	合計
食料、医薬品、暖房等の不足	45	31	20	4	100
旅券没収	84	12	1	3	100
移動の自由の制限	73	20	7	0	100
客を拒否する権利無し	66	23	8	3	100
無制限な労働時間	66	27	5	2	100
ワードーム無しのセクス強要	18	42	25	15	100
肉体的暴力の使用	47	41	7	5	100
複数の雇用主の間を移動	29	58	1	12	100
家族に対する暴力の脅威	4	87	2	7	100
仕事におけるヤクザの関与	46	37	16	1	100

このような非人間的な労働条件のため、3分の1の女性が逃走を試みている(表21)。これらのうち、21人の女性は無事友人やNGO、フィリピン大使館に保護されたが、8人の女性はこのような援助が受けられなかったために失敗した。しかしながら、多くの女性(59パーセント)は逃げ出そうとはしていない。

表21  
逃走の試み

	実数
逃走を試みなかった	59
逃走に成功	21
逃走に失敗	8
無回答	12
合計	100

#### 女性のフィリピンへの帰国状況

43パーセントの回答者は1991年から1995年の間にフィリピンに帰国している。次に多い帰国時期は1986年から1990年にかけてである。

半数以上の回答者(56パーセント)は雇用契約の終了に伴い帰国している(表22)。15パーセントの女性は退去強制処分を受けているが、14パーセントは自主的に帰国している。4パーセントの回答者は親戚や友人の助けを借りて帰国しているが、10分の1の女性は妊娠や素行が悪い(客とセックスをしに出かけない、またはステージショーを拒んだ等)といった理由で雇用主から契約を解除されている。

表22  
日本からの帰国時の状況

	実数
帰国年	
1976-1980	3
1981-1985	7
1986-1990	23
1991-1995	43
1996-現在	10
無回答	14
合計	100
帰国状況	
警察による退去処分	15
自主的帰国	14
大使館の援助による帰国	1
NGOの援助による帰国	1
家族／友人の援助による帰国	4
契約終了	56
その他(雇用主による契約解除)	9
合計	100

表23  
帰国時の女性の健康状態

	実数
妊娠	22
エイズ感染	3
その他の性病感染	3
精神科の治療を受けている	7
不健康状態を示すその他の症状	17
健康	30
無回答	18
合計	100

フィリピンへの帰国後、52パーセントの女性は健康上の問題を訴えている(表23)。27パーセントの女性は妊娠が原因で解雇されている。6パーセントの女性がエイズまたはそれ以外の性病に感染する一方で、精神科の治療を受けた女性も7パーセントに上った。残りの17パーセントの女性も健康状態は良くないと話している(例えば皮膚病、腹痛、めまい、尿道炎、疲労、呼吸器疾患など)。こういった健康問題の原因は気候の寒さと劣悪な労働条件にあると彼女達は訴えている。日本からの帰国時に健康状態が良かったと答えているのは30パーセントに過ぎない。しかしながら、フィリピンを出国する際の健康状態が不明なため、女性達の上記の疾患が果たして日本で感染ないし発病したものであるのかどうか、またその度合を断定することはできない。

フィリピンに帰国した女性の半数以上(57パーセント)は現在失業している(表24)。18パーセントの女性は売春を行っている。低学歴で就職に有利な技能を持ち合わせていない帰国者にとって選択できる職業は限られている、と何人かの女性は訴えている。しかも、彼女達は日本での高い所得レベルに慣れてしまったため、ウェイトレスやメイドといったフィリピンで最も見つけやすい職につく気にはなれないとも話している。

なんと57パーセントにものぼる女性が苦しい財政事情とフィリピンでの雇用機会不足のために、また日本に出稼ぎに行きたいと答えている。国内に残りたいと考えている女性は32パーセントに過ぎない(表25参照)。

表24  
現在の状況

就業状況	実数
失業	57
メイド	0
売春婦	18
その他の職業	25
合計	100

表25  
将来の計画

	実数
日本に再渡航	57
他の国に移住	9
フィリピンで就業	32
その他（婚姻）	2
合計	100

#### トラッフィックングされた女性からの示唆又は意見

日本へトラッフィックングされた女性達は自分の置かれた境遇と将来の可能性について、以下の提言に見られているように明確な理解を示している。中でも以下の2つの問題点が繰り返し指摘されている。

- (1) 日本に引き続き就労の場を求めている女性達を保護する必要性が極めて高いこと
- (2) フィリピンに滞在することを決断した帰国者への経済、教育、法律面からの支援を行うこと

トラッフィックングされた女性とその支援に当たっているNGOは3種類の対策を提言している。

- (1) 女性に対する直接的なサービスの提供
- (2) 政策及び法制度の改革
- (3) 履行徹底に向けたプログラム

提言では、こういった対策の担い手が女性労働者自身なのか、それとも政府またはNGOなのかについても具体的に言及している。

### 女性に対する直接的サービスの提供

回答者は、日本への出発前に女性労働者に対してオリエンテーションや様々な困難に対処するための研修プログラムを実施することを強く提案している。このようなプログラムには悪質な仲介業者や雇用主から身を守る方法や、問題が生じた時に取るべき行動(例えば大使館への通報など)についての指導が含まれるべきである。また出稼ぎ労働者の家族に対して、海外からの仕送りの有利な運用や仕送りへの依存体質の改善に関する研修/カウンセリングを行うべきだという提言もあった。

また女性達からはフィリピン政府機関とNGO、出稼ぎ労働者の留守家族、日本政府の間での調整機能の強化を求める声も聞かれた。女性のトラフィッキング問題に対処するための調整機関を日本・フィリピン双方に設置することも提案された。

フィリピン政府とNGOの双方が雇用機会の提供、法律/教育上の支援、社会保障給付、生活手段の提供、女性労働者への事業訓練や資金貸付を行うことも求められた。

### 政策/法制度の改革とその履行徹底に向けたプログラム

日本にまた働きに行くことを望む女性達の実に多くが、女性労働者の技能訓練に関する要件の見直しを強く求めている。彼女達は興行目的の就労査証の要件が厳し過ぎると感じている。またフィリピンを出国する女性達が適正な渡航書類を保持するための適切な仕組みを導入することも求められている。

日本への女性エンターテイナー送り出しの防止や規制に向けた政策及び法令の施行も提言された。また雇用契約書を取り交わした後はバーやクラブに対する定期的検査を行うことが提言されている。また違法仲介業者や悪質な仲介業者/雇用主の処罰も求められている。さらに入出国審査や税関、フィリピン海外雇用庁(POEA)、大使館などの政府職員の汚職、収賄行為の排除が強く求められている。

表26  
求められる対策の実施時機と分野  
( 提言者数)

支援策の種類	支援策の実施時機	政府	非政府組織	OCW/家族・雇用主
<b>女性に対する直接的サービス</b>				
日本へ行くOCWsへのオリエンテーション 困難克服トレーニング	渡航前/ 雇用期間	23	16	10
OCW と家族へのカウンセリング・サービス	渡航前/ 雇用期間/ 帰国後	10	8	9
OCW の家族へのオリエンテーション( 日本での収入の投資法、日本の雇用の利益・損失評価など)	渡航前/ 雇用期間 / 帰国後	13	10	12
日本とフィリピンへの支援機関設置	渡航前/雇用期間	8	6	
大使館業務の改善	雇用期間	10	5	
日本からの帰国者収容施設・センター設置	帰国後	2	1	
雇用機会の提供	帰国後	38	21	8
事業資金の提供・融資	帰国後	3	3	
医療保険、社会保障システム、教育手当などの提供	帰国後	18	11	
法的支援( 損害賠償請求など)	雇用期間 / 帰国後	4	1	
<b>政策、法制度の改革と権利確保に向けたプログラム</b>				
書類審査の簡素化	渡航前	7	1	
技能訓練要件の軽減	渡航前	18	5	6
日本における雇用の専門職化	渡航前/ 雇用期間	4		
渡航前の必要書類の合法性・有効性の確認	渡航前	14	5	
日本へのエンターテイナー送り出し防止・規制に向けた政策・法律作り	----	4	2	
クラブ・バーの定期検査及び労働条件の監督を通じた雇用契約書の履行保証	渡航前/ 雇用期間	24	8	2
違法な仲介業者及び悪質な業者／雇用主への制裁措置	----	21	3	
日本人と結婚したフィリピン女性と日本フィリピン混血児の権利/ 利益の保護	渡航前/ 帰国後/	4	2	

支援策の種類	支援策の実施時機	政府	非政府組織	OCW/家族雇用主
防止キャンペーンにおける帰国者の経験活用	帰国後	4	1	
日本-フィリピン政府機関・非政府組織の調整機能改善	渡航前/雇用期間	3	3	3
政府機関(税関、POEA、大使館、出国審査、郵便局、空港職員)と斡旋業者の汚職排除	渡航前/帰国後	17		2
国内の社会経済状況の改善(雇用創出、賃金引き上げ、など)	-----	9		2
その他(渡航前の職業訓練、日本人のフィリピン入国規制、日本での死亡・傷害事件への司法介入、銀行サービスの課税引き下げ、問題を抱えたフィリピン女性の即時帰国措置のための政策作り)	-----	6		1

## 第5章 政策提言

1 本報告は、アジア地域における国際的な人の移動と女性のトラフィッキングに関する今後の調査研究の基礎となるべきものである。本調査研究は政策志向的であって、関係国政府が、人の移動に関する政策及び実務並びに法令を整備する根拠となるべき諸要因を示すことを目的としている。

2 現行の法令は、トラフィッキングに関与している仲介業者を取り締まる上で、必ずしも効果的といえない。特に困難なのが、日本国内又は国外の犯罪組織同士の国境を超えた活動や提携を把握することである。日本国の領域外における行為であっても、その結果が日本国の領域内に深刻な問題を引き起こす恐れがある場合には、罰せられるべきである。こうした視点から日本政府は、送出国との協力や法令及び人の移動に関する政策の実施を含め、これら犯罪組織と戦うための新たな措置及び国際協力について検討すべきである。

3 移民の送り出し国から日本への国際的な人の移動の要因及びプロセスを特定することが必要である。東アジア及び東南アジア地域は、世界経済のなかでも最も急速に経済成長がみられる地域であるが、域内における経済発展の格差も拡大している。このことが、異なる経済発展段階にある諸国間における人の移動の背景をなしている。こうした人の移動をもたらす圧力を緩和するために、適切な経済開発戦略と域内における国際協力が組み合わせられるべきである。

4 女性に母国を離れることを断念させるための最も効果的な方法は、これら女性の母国における境遇を改善することである。従って、日本の開発援助においては、トラフィッキングの対象となる女性の母国における雇用機会の創出に寄与するプロジェクトに力を入れるべきである。

5 トラフィッキングによる女性の不法出入国を阻止するための一層強力な措置を講ずることに加え、トラフィッキングに関与している仲介業者を処罰する法令を導入することが必要とされている。日本政府は、外国人を日本へトラフィッキングする者を処罰するため既に法改正案の作成を始めている。

6 トラフィッキングされた女性が母国に帰国する場合は、これら女性が自分の所属する地域社会に戻り、効果的に社会復帰できるよう、法的、財政的、教育上及び精神的での援助が与えられるべきである。調査対象となった女性からは、政府、NGO及び海外契約労働者による直接的なサービス、政策と法令の改革、それに啓蒙プログラムを中心とする支

援活動を実施することが提言された。これらの女性は、特に海外の契約労働者の保護のための法令、政策及びプログラムを効果的に実施すべきであると強調している。潜在的にトラフィッキングの対象とされかねない女性や一般市民に対して、トラフィッキングに関与している仲介業者らに係わることの危険性やその結末に関して信頼できる情報を提供することが、今後のフィリピンにおける対応策の中に含められるべきである。フィリピン政府が海外の契約労働者の問題に関して採ってきた対応は、既に述べた通りかなり進んだ内容といえる。

7 エイズに感染するリスクが増大していることから、外国に行こうとする女性を人身売買から守ることが一層必要性となってきた。エイズが広がることを阻止することが、緊急に必要である。このような視点から、日本及びその周辺地域において、エイズ及びその予防措置について成人及び子供に対し一層の教育を行うべきである。特に緊急性が高いのは、来日した女性に対し、エイズに関する母国語の相談サービスを実施し、彼女達の希望する時にHIVテストを受けることができるようすることである。エイズの蔓延を防止するための効果的措置を講じるには、トラフィッキング及びエイズの双方に関する調査研究が不可欠である。

8 日本の政府当局は、不法残留者数を減らすために非常に努力してはいるが、トラフィッキングに関与している仲介業者は罰せられずに、トラフィッキングされた女性が退去強制になるという意味では、関係当局の協力は必ずしも効果をあげていない。関係当局は、トラフィッキングに関する情報をもっと収集すべきであり、同時に、トラフィッキングされた女性を保護することも十分に考慮するべきである。トラフィッキングに関与している仲介業者に不利な証言を行う間、女性を保護することは、トラフィッキングのシステムがどのように機能しているかを被害者から聴取する貴重な手段となるはずである。このような目的を達成するためには、NGOとの協力的な関係が不可欠である。トラフィッキングに関与している仲介業者を摘発せずには、トラフィッキングの犠牲となる女性を減らすことは不可能であろう。

9 トラフィッキングの現象をより正しく理解すると同時に、政府職員を訓練し、かつ一般市民に対し情報キャンペーンを行うため、トラフィッキングのメカニズムに関する一層詳細な調査を行うことが求められる。

## 参照文献

Alburo, F. "Remittances, Trade and the Philippine Economy", Asian and Pacific Migration Journal, Vol. 2, No. 2, 199, pp. 69-283.

Alburo, F. and Abella, M. The Economic Impact and Informal Remittances, ILO Regional Office-Asia and Pacific, 1992.

Ballescas, Ma. Rosario P. 1992. Filipino Entertainers in Japan: An Introduction, Quezon City, The Foundation for Nationalist Studies.

Battistella, G. "Data on International Migration from the Philippines", Asian and Pacific Migration Journal, Vol. 4, No. 4, 19, pp. 589-601.

Beltran, R. and de Dios, A. Filipino Women Overseas Contract Workers ... At What Cost, Goodwill Trading Co., 1992

De Dios, A. "Japayukisan: Filipinas at Risk" in Filipino Women Overseas Contract Workers ... At What Cost, 1992, pp. 39-58.

Douglass, Mike. Forthcoming. "The Singularities of International Migration of Women to Japan: Past, Present and Future." Mike Douglas and Glenda S. Roberts (eds.), Imin: Global Migration and Japan's Coming Multicultural Age.

藤田小織. 1997. 「統計から見た最近の国際結婚の状況」. 『国際人流』第117号, pp. 36-40.

Go, Stella P. 1991. Working in Japan: The Experience of Overseas Contract Workers, Volume 1, Manila, Social Development Research Center, De La Salle University.

Go, Stella. "Towards the 21st Century: Whither Philippine Labor Migration?", paper presented in the First National Conception of Philippine Migration Research Network (PMRN), February 1997.

法務省. 1996. 『出入国管理統計年報』.

法務省入国管理局警備課. 1988. 「不法就労外国人の実態」. 『国際人流』第10号, pp. 18-22.

Iguchi, Yasushi. 1996. "Labour Market Development and International Migration in Japan, 1996." Paper presented at the Seminar on International Migration in Asia, Tokyo.

井口泰. 1997. 『国際的な人の移動と労働市場』日本労働研究機構.

International Organization for Migration (IOM). 1995. Trafficking and Prostitution: The Growing Exploitation of Migrant Women from Central and Eastern Europe, Geneva, IOM.

International Organization for Migration (IOM). 1996. Trafficking in Women to Austria, Geneva, IOM.

International Organization for Migration (IOM). 1996. Trafficking in Women to Italy for Sexual Exploitation, Geneva, IOM.

International Organization for Migration (IOM). 1996. "Trafficking in Women to the Countries of the European Union: Characteristics, Trends and Policy Issues." Paper presented at the EU Conference on Trafficking in Women for Sexual Exploitation, Vienna, June 1996.

International Peace Research Institute, Meiji Gakuin University (PRIME) (ed.). 1996. International Female Migration and Japan: Networking, Settlement and Human Rights, Tokyo, PRIME.

石井 慎治 (編) 1986 「じやばゆきさん物語」 (別冊宝島54) JICC出版局

石山永一郎. 1989. 『フィリピン出稼ぎ労働者——夢を追い日本に生きて——』柘植書房.

女性の家 HELP. 1992. 「女性労働者を中心に」. アジア労働問題懇談会 (編) 『外国人労働者と国際人権』海風書房, pp. 49-64.

女性の家 HELP. 1996. 『ネットワーク・ニュース』第33・34号.

警察庁. 1996. 『警察白書』.

木原正博. 1993. 「最近の来日外国人女性HIV感染者数の増加をどうみるか」. 『日本公衆衛生雑誌』第40巻第11号, pp. 1001-1005.

木原正博ほか. 1993a. 「小地域における在日外国人および個室付浴場従業員のHIV感染に関する実態調査」. 重松逸造(編) 『HIVの疫学と対策に関する研究 平成4年度研究報告書』, pp. 241-254.

木原正博ほか. 1993b. 「来日外国人のHIV抗体検査, HIV抗体陽性率および性感染症の動向について」. 『日本公衆衛生雑誌』第40巻第12号, pp. 1169-1175.

木原正博ほか. 1995. 「厚生省エイズサーベイランスに見られた1991-1992年の外国人報告数の増加の内容について」. 『日本公衆衛生雑誌』第42巻第8号, pp. 569-578.

木原雅子ほか. 1994. 「風俗営業に関わる来日外国人女性の職・経歴および国内における性行動について」. 『日本公衆衛生雑誌』第41巻第2号, pp. 172-176.

木原雅子ほか. 1995. 「茨城県の一医療機関における来日外国人女性のHIV及びSTD感染の動向について」. 『日本公衆衛生雑誌』第42巻第8号, pp. 579-585.

菊地京子. 1994. 「日本の労働市場におけるアジア女性労働者問題」. 社会政策学会(編) 『日本における外国人労働者問題(社会政策学会年報 第38集)』御茶の水書房, pp. 67-85.

小島宏. 1996. 「フィリピンから日本への人口移動」. 日本労働研究機構(編) 『労働市場の国際化とわが国経済社会への影響——アジア・太平洋地域の労働力移動——』日本労働研究機構(調査研究報告書 第86号), pp. 79-110.

駒井洋(編). 1989. 『日本における外国人労働者の実態』(平成元年度特定研究経費研究成果報告書) 筑波大学社会科学系.

駒井洋. 1993. 『外国人労働者定住への道』明石書店.

Limanonda, Bhassorn. 1993. Summary Report on the Demographic and Behavioral Study of Female Commercial Sex Workers in Thailand, Bangkok, Institute of Population Studies, Chulalongkorn University (Publication, No. 210/93).

松田瑞穂. 1992. 「国際売買春のなかの女性たち——タイ人女性のケースを中心に——」アジア労働問題懇談会（編）『侵される人権・外国人労働者——日本への出稼ぎ労働者をめぐる現状と提言』第三書館, pp. 86-97.

Matsuda, Mizuho. 1993a. "Human Rights Violations of Migrant Workers in Japan." Graziano Battistella (ed.). 1993. Human Rights and Migrant Workers: Agenda for NGOs, Quezon City, Scalabrin Migration Center, pp. 39-58.

松田瑞穂. 1993b. 「日本に来た外国人ホステスの支援活動」. 宗像恒次（編）『エイズと売買春レポート』日本評論社, pp. 107-129.

Miki, Emiko. 1995. "Foreign Women in Japan: Victims of Slavery." Asian Migrant, Vol. 8, No. 1, pp. 20-23.

水町亮介. 1988. 『犯されたアジア——タイのじやばゆきさん物語』ブレーン・センター.

Morita, K. The New Illegal Immigration in Japan, 1980-1992 \* International Migration Review, Vol. 23, No. 1, 1989, pp. 153-165.

宗像恒次（編）. 1993a. 『エイズと売買春レポート』日本評論社.

宗像恒次. 1993b. 「外国人ホステスのHIV感染予防と治療および生活支援システムについての調査（日本国とタイ国比較）の集計総覧」. 宗像恒次（編）『エイズと売買春レポート』日本評論社, pp. 195-209.

宗像恒次・藤澤和美. 1993. 「外国人ホステスからみる売買春の実態とHIV感染防止」. 宗像恒次（編）『エイズと売買春レポート』日本評論社, pp. 39-68.

National Statistics Office, Philippine Statistical Yearbook, NSO, various issues.

Osteria, Trinidad S. 1994. Filipino Female Labour Migration to Japan: Economic Causes and Consequences, Tokyo, Institute of Developing Economies (Also published from De La Salle University Press in Manila).

Paz Cruz, Victoria, and Anthony Paganoni. 1989. Filipinas in Migration: Big Bills and Small Change, Quezon City, Scalabrin Migration Center.

労働省. 1995. 『外国人労働者雇用政策の現状』.

斎藤百合子. 1990. 「日本におけるタイ人労働者の現状」. 江橋崇 (編) 『外国人労働者と人権』法政大学出版局, pp. 51-93.

Sankary et al. 1995. "HIV/AIDS Risk Factors of Foreign Female Prostitutes in Japan." 山崎修道 (編) 『HIVの疫学と対策に関する研究 平成6年度研究報告書』, pp. 127-130.

Singhanetra-Renard, Anchalee. 1996. "Networks for Female Migration Between Thailand and Japan." In International Peace Research Institute, Meiji Gakuin University (PRIME) (1996), pp. 51-68.

総合研究開発機構 (NIRA) (編). 1990. 『外国人労働者の社会的受容システムに関する研究』総合研究開発機構.

田中宏・三好亜矢子. 1987. 『ジャパニキさんの現在』至文堂.

内野英幸・木原正博. 1995. 「風俗営業に従事する来日外国人女性の HIV, STD感染の動向と分析」. 『日本公衆衛生雑誌』第42巻第9号, pp. 808-814.

United Nations Development Program, Human Development Report, 1992, UNDP, 1992.

山谷哲夫. 1985 (改訂版1992). 『じやぱんきさん——女たちのアジア——』講談社.

山谷哲夫. 1986. 「こちら、じやぱゆきさん管理局——ある入国警備官の一日——」 石井慎治（編）. 1986. 『ジャパゆきさん物語』（別冊宝島 54）JICC出版局, pp. 200-221.

吉田恭子. 1995. 「在日外国人女性の問題——かながわ・女のスペース“みずら”の活動を通して」 林千代（編）『現代の売買春と女性——人権としての婦人保護事業をもとめて——』 ドメス出版, pp. 73-82.

吉村真子. 1993. 「日本におけるタイ人出稼ぎ女性」. 『社会労働研究（法政大学）』, 第40巻第.1・2号, pp. 178-222.

## 表一覧

1. 不法残留者の推定値
2. 不法就労者の職種
3. 売春防止法に違反した外国人女性
4. 労働雇用指数(1982-1994)
5. 出稼ぎ労働者数、外貨送金、貿易収支(1975-1995年)
6. 受入国別海外契約労働者・移民内訳(1975-1995年)
7. フィリピン-日本両国の経済力指數
8. フィリピン人エンターテイナー
9. 日本におけるフィリピン人不法就労者数(1987-1990年)
10. 日本におけるフィリピン人不法就労者数(1990-1994年)
11. 回答者の年齢層別構成比
12. 回答者の婚姻状況
13. 回答者の社会人口統計学的特徴
14. 動機、日本への渡航回数、渡航時機
15. 雇用あっせんネットワークと仕組み
16. 渡航前の諸経費
17. 渡航状況
18. 月収、仲介業者の取り分と送金額(米ドル)
19. 日本での労働状況(1)
20. 日本での労働状況(2)
21. 逃走の試み
22. 日本からの帰国状況
23. 帰国時の女性の健康状態
24. 現在の状況
25. 将来の計画
26. 求められる対策の実施時期と分野

## 付録 1

### 海外契約労働者問題へのフィリピン政府の対応

女性のトラッフィッキング問題への関心は高まっている。この問題は現在の国際労働力移動の広がりの中での顕著な現象の一つであり、女性家事労働者やエンターテイナーへの労働需要の増加が背景となっている。

フィリピン海外雇用庁(POEA)にとって最大の関心事は労働者の海外送り出しであったが、その一方で労働者保護への関心の高まりから海外労働者厚生庁(Overseas Workers Welfare Agency—OWWA)が設立された。海外におけるフィリピン人労働者の虐待や死亡事件に伴うマスコミの大々的な報道の結果、フィリピン外務省(DFA)を含む関係政府機関の協力体制が生まれた。この体制は特に不法就労のフィリピン人出稼ぎ労働者の問題を対象としている。

共和国法第8042号(Migrant Workers and Overseas Filipino Act of 1995)は海外雇用に関する政府の基本政策を定めている。この法律は海外で雇用された労働者の保護の観点に立って政府の政策を具体化したものである。

#### 法的基盤

出稼ぎ労働者保護に関する政府の法的責任は上記の1995年7月15日に発効した共和国法第8042号(Migrant Workers Act)に詳しく定められている。この法律で出稼ぎ労働者の保護に関連するのは次の3つの分野である。

- (1)雇用あっせんに対する規制強化
- (2)渡航前の情報提供
- (3)法的援助及び(海外出稼ぎ労働者の)帰国・社会復帰支援

より総合的な次元では、技能労働者の選択的送り出し政策と在外公館業務の見直しが盛り込まれている。

海外雇用の違法あっせん行為は犯罪行為と見なされる。政府公認の仲介業者でさえ特定の必要書類の提出を怠れば違法行為を行ったと見なされ、その結果、厳しい罰則が課せられる。

早くも1991年には特定の分野における規制が実施されている、家内労働に従事する女性の海外送り出しに関する最低年齢が25歳、女性エンターテイナーの最低年齢も23歳に設定

された。エンターテイメントに携わる女性はまた一定の学歴と技能を習得することが義務付けられた。最近新たにエンターテイナー希望者に対して、アーティスト・レコード・ブック(ARB)と呼ばれる経験証明書の取得や、出発前のオーディションも義務付けられた。

この法律はまた、海外出稼ぎ希望者に対して、労働条件の詳細や異文化への対処法、関係法令に関する必要な情報を提供する出発前オリエンテーション(PDOS)と雇用前オリエンテーション(PEOS)への参加も義務づけている。PEOSはNGOが、PDOSは仲介業者が行うとされている。

緊急時の出稼ぎ労働者引き揚げ基金も、出稼ぎ労働者からの社会保障費徴収を担当するOWWAから1億ペソの拠出を受けて設立された。緊急時の労働者引き揚げに関しては、事前の責任関係を「一切問うことなく」、政府の責任を最優先させる政策を取っている。行政上は、合法労働者に関してはOWWAが、不法就労者に関しては外務省が管轄している。海外雇用の仲介業者はフィリピン人労働者の違法行為、または労働者に対する違法行為に対しても責任を負うこととなっている。

この法律にはまた、専門職や技能職の労働者への奨励策に加えて、出稼ぎ労働者に対する融資保証基金や奨学金事業も盛り込まれている。帰国労働者の社会復帰も重要課題の一つと見なされ、労働雇用省(DOLE)の国内雇用安定局に再雇用監視センターが設置された。

## 展望と可能性

トラフィッキングは強圧的な性質を持つ問題である。犯罪組織のネットワークは、多くの場合相互に直接の結び付きはなく勝手にそれぞれの仕事をしているが、なおかつ雇用のあっせんから必要書類の偽造、被害者の渡航、職場への移送まであらゆる段階に深く関与している。不利な立場にある女性達は、仲介人や客のなすがままにされてしまう。女性達がこのように仲介人との力関係において不利な立場に立たされていることを思えば、国の責任が強く求められるのは当然である。しかしながら共和国法第8042号は雇用の違法あっせん行為に対する罰則を定めてはいるものの、国境を越えて活動する加害者と現地の共謀者への訴追手続き、虐待され精神的に傷を負った女性被害者の社会復帰、また警察の役割の定義などが未だに手付かずの状態である。

渡航の年齢制限は、しばしば地方行政官の默認の下に出生証明書偽造業者がはびこるという逆の結果をもたらしている。オリエンテーションへの参加が義務付けられたことを利用して参加証明書の発効料を徴収する者も現れている。最終的には、この法律の実施状況によってこの法律の実効性を測るしかないものである。

トラフィッキングの問題を解明するには、独自の統計的データを集めることが必要である。この現象の統計的調査の出発点は、まず関係機関の間でトラフィッキングの定義に関する統一見解を持つことであろう。このような見解の一致があつて、初めてこの問題の監視に必要な指標を導入することが可能になるのである。このような定義の一致を求める上

での困難の一部は、仕事の合法性、あるいは危険な職業において求められる技能水準と危険度についての認識が一致していないことがある。

法律の制定は国内レベルにおいては重要な行為であるが、トラフィッキングのような急速に国際化し悪質化する問題においては限られた効果しか持たない。実効性のある政治的(政策的)行動を取るためには、社会の各層を巻き込んだ協調的な社会的取り組みが必要である。そのような対策を講じるには、政府とNGOが協力して、この問題へのより広範な社会的関心を喚起し、被害者の社会復帰のための支援策を構想すると共に、この不正で非人間的な現象の根絶に向けた新たな取り組みを進めることが求められる。

### 要約、分析、結論

要約すれば、日本へトラフィッキングされた女性は若く、学歴は中級程度であるがフィリピンでの雇用機会は限られていた。ほとんどの女性達は貧しい家庭や地域の出身者である。日本への渡航以前の職歴は、工場労働者やメイド、ウェイトレス、歌手、ダンサー、売り子、行商という低賃金・低階層の職種で占められている。出稼ぎ労働者は地方出身者で占められているという一般的に受け入れられている定説に反して、トラフィッキングされた女性は多くは都市出身者であった。

### 選別のメカニズム

日本へトラフィッキングされたフィリピン人女性の上述のプロフィールからはある種の選別のメカニズムがうかがえる。貧困家庭の出身で高所得に結びつくような技能を持ち合わせていない女性達にとって、日本での高賃金の雇用機会はまさに千載一隅のチャンスのように思われた。

### 貧困、雇用あっせんとトラフィッキングの方法

大多数の女性は家計の苦しさから日本へ出稼ぎに行った。仲介業者からだけではなくフィリピンや日本にいる家族や友人からも日本での雇用機会について聞いていた。フィリピンにおける仲介業者とプロモーターはフィリピン人女性の日本へのトラフィッキングにおける中心的な仲介者である。調査対象となった女性の半数は渡航前の諸経費(健康診断、渡航書類、航空運賃、など)を仲介業者に負担してもらったので身銭は切らずに済んだが、それは日本での給与から差し引かれていた。従って、女性達は渡航経費を実感せずに済んだのである。その一方で、残り半数の女性は自己資金か、親戚や友人からの借金で渡航経費を賄った。

上述の雇用あっせん方法によって、トラフィッキングはフィリピン社会のネットワークや人間関係における、ごくありふれた安易な行為の連続の中で発生している。多くの友人や親戚、知人らは、女性達を助けようとする行為の中でトラフィッキング・ネットワークの加担者になってしまう。雇用をあっせんするに当たって、仲介業者も女性が日本での働き口を探すのを手伝ってあげたいのだと言う。家族の経済的要求によって女性達を日本への出稼ぎに駆り立てる圧力が加速されている。さらに、渡航前に身銭を切らなくても済むという仕組みがトラフィッキングを促進している。

### 日本への入国と労働条件

ほとんどの女性達は日本への入国に際して問題にはぶつからなかった。入国には短期滞在査証や「エンターテイナー/OCW」査証<sup>11</sup>が用いられた。不法な入国手段を用いた例はごく少数に過ぎない。彼女達は民族舞踊ダンサーやエンターテイナー、歌手、ウェイトレスといった仕事を約束されていた。売春を強制されるかも知れないということを事前に知っていたのはごく僅かであった。大多数の女性にとって、日本に入国してから悪夢やトラブルが始まった。

4分の3の女性回答者は雇用契約を結んでいた。しかし、雇用契約を結んでいる者でさえ、契約上の給与と実際の手取額の間には相違があった。大多数の女性は3万円から5万円の月収を上げていたが、そのうちの60パーセントから75パーセントはマネージャーやリクルーターの取り分であった。女性達は通常雇用契約の終了時に給与を受け取っていた。契約期間中は、女性達は雇用主からの前借りか客からのチップに頼らざるを得なかつた。こういった事情のせいで、多くの女性達は売春へと追い込まれていった。

日本への到着後、住居の提供者でもある雇用主に多くの女性達は旅券を取り上げられている。女性達の行動の自由は制約されていた。客からの性的サービスの要求を拒否することは不可能であったし、労働時間について交渉する権利も与えられてはいなかつた。そして客や仲介業者からの肉体的、精神的虐待や暴力を受けていた。複数の雇用主の間を移動させられることも珍しくはなかつたし、多くの場合ヤクザ組織の関与が認められた。

非人間的な労働条件のせいで、何人かの女性は友人やNGO、大使館職員の助けを借りて雇用主の下から逃げ出しているが、逃走の試みに失敗した女性もいる。

### 外貨送金、家族と社会の期待

---

<sup>11</sup> 就労査証を指すと思われるが聞き取り調査で正確な査証の種類を特定することはできなかつた。

ほとんどの女性がチップや前借りに頼って現金をフィリピンの家族の元へと送金していた。契約終了時まで給与を受け取れないため、家族に送金するには性的サービスを提供するしかなかった。家族や親戚、友人からの期待に応えるため、女性達の日本での処世術が形成された、ということもできる。彼女達が労働上の問題を自分の胸の中に納めて口外しないのは2つの要因による。一方で売春はフィリピン社会で汚名を背負うことにつながるし、さらに、間違いを犯したことを認めるのは恥辱を意味する。高い賃金と豊富な資金、海外旅行の機会に恵まれたOCWsのイメージによって、彼女達は後に残した親戚や友人達に対する影響力を保持することができる。このためたとえ売春の強要とか性病への感染といった労働上の問題にぶつかっても、彼女等はこういった問題を口外せず、全てが順調であることを装って家族に送金し続けるのである。このために、トラフィッキングされた女性達の間からは、OCWsの家族に対して娘や妹達をエンターテイナーとして送り込むことの問題点をきちんと教育すべきだ、という意見が聞かれる。

### 健康上の影響

大多数の女性は契約の終了に伴ってフィリピンに帰国している。しかしながら、中には警察によって退去処分を受けた者や、妊娠、エイズや性病（フィリピンの出国前に感染していたのかどうかは不明であるが）への感染、または客や雇用主の要求を拒否した、などの理由で契約解除になったものもいる。

### 現状と将来設計

大多数の帰国者は失業しているが、再び売春をしている者もいる。ほとんどの女性達が、家族の差し迫った経済的要求に迫られて日本へ戻るか他の国にまた出稼ぎに行きたいという意志を表明している。実際、調査対象の女性の大多数が既に何度も日本への渡航を繰り返している。過酷な労働条件にも拘らず、フィリピンでの同じ仕事（売春）よりもはるかに高い収入が得られる日本での雇用を望んでいる。さらに、国内で売春を行う方がさらに大きな汚名を背負うことにもつながるという現実もある。フィリピンでの就労の機会が少ないので、女性達は危険を承知で日本に戻らざるを得なくなる。また、今までの経験から同じ失敗はしないだろうと考えている。

日本に戻ることを望まない少数のトラフィッキングされた女性は、深い怒りを胸に秘めているか、あるいは日本への出稼ぎで背負った心の痛手とまだ戦っているのであろう。

## 付録2

### 調査で使用した質問表

該当する項目に印を付けて下さい。

(注意：日本への最初の渡航時における回答者の個人情報を記入して下さい)

#### 1. 年齢グループ

- 15-18
- 19-24
- 25-35
- 36-

#### 2. 出生地：

(町名/地方名を記入して下さい)

#### 3. 都市 農漁村

#### 4. 婚姻状況

- 独身
- 既婚
- 離婚
- 別居
- 寡婦

その他 具体的に

#### 5. 子供の数

#### 6. 子供と一緒に渡航しましたか？

はい  いいえ

7. 学歴

- |        |                          |
|--------|--------------------------|
| 義務教育未了 | <input type="checkbox"/> |
| 義務教育終了 | <input type="checkbox"/> |
| 高校中退   | <input type="checkbox"/> |
| 高校卒業   | <input type="checkbox"/> |
| 専門学校   | <input type="checkbox"/> |
| 大学     | <input type="checkbox"/> |

8. フィリピンでの職業

- |         |                          |
|---------|--------------------------|
| 就職経験無し  | <input type="checkbox"/> |
| 失業      | <input type="checkbox"/> |
| 家事手伝い   | <input type="checkbox"/> |
| メイド     | <input type="checkbox"/> |
| 非熟練労働者  | <input type="checkbox"/> |
| 事務職     | <input type="checkbox"/> |
| 技能労働者   | <input type="checkbox"/> |
| 売春      | <input type="checkbox"/> |
| ダンサー/歌手 | <input type="checkbox"/> |

9. なぜ日本に出稼ぎに行きましたか？

- |              |                          |
|--------------|--------------------------|
| 雇用をあっせんされたので | <input type="checkbox"/> |
| 家計の苦しさ       | <input type="checkbox"/> |
| 運試し          | <input type="checkbox"/> |
| 短期滞在         | <input type="checkbox"/> |
| 家族/友人を訪ねて    | <input type="checkbox"/> |

10. 日本への渡航年：19

11. 約束された日本での職種

- |                   |                          |
|-------------------|--------------------------|
| ダンサー/歌手/エンターテイメント | <input type="checkbox"/> |
| ホステス              | <input type="checkbox"/> |
| 家事労働              | <input type="checkbox"/> |

子守り   
学生   
レストラン/バー/カラオケのウェイトレス   
売春   
その他  具体的に

12. 仕事で売春をもとめられましたか？

はい  いいえ

13. はい、と答えた方は、その事を渡航前に知っていましたか？

はい  いいえ

14. フィリピンで雇用をあっせんされましたか？

はい  いいえ

はい、と答えた方は、誰にあっせんされましたか？

夫/恋人   
エージェント/興行主   
旅行業者  フィリピン人  日本人   
広告   
家族   
友人   
その他  具体的に

15. 日本への渡航するために仲介業者にお金を払いましたか？

はい  いいえ

16. はい、と答えた方は、いくら前払いしましたか？  
あなたの債務はいくらでしたか？

17. 日本で就労するためにお金を払いましたか？

はい  いいえ

18. はい、と答えた方は、いくら払いましたか？

19. 誰に支払いましたか？

雇用あっせんのネットワーク   
クラブ/バーの経営者

20. お金はどうやって工面しましたか？

家財道具の処分   
友人/家族からの借金   
その他  具体的に

21. 日本には直接行きましたか、それとも他の国に寄りましたか？

はい  いいえ

22. 日本への有効な査証を持っていましたか？

はい  いいえ   
  
3ヶ月短期滞在査証   
興行目的の就労査証   
婚姻   
不法入国

その他  具体的に

23. 偽造旅券を所持していましたか？

はい  いいえ

24. 旅券を取得したのは誰ですか？

自分自身  仲介業者

25. 日本での雇用契約書はありましたか？

はい  いいえ

26. 日本への入国に当たってのトラブルはありましたか？

はい  いいえ

はい、と答えた方は具体的に

27. 職場で住居は提供されましたか？

はい  いいえ

28. 収入のうち何パーセントを手にすることができますか？

%

29. 每月いくら本国へ送金しましたか？

30. 仲介業者への債務は生じましたか？  
はい  いいえ

はい、と答えた方は、いくら払いましたか？

31. どうやって返済しましたか？

### 3 2. 労働条件

- 旅券の没収
- 移動の自由の制限
- 1日の労働時間
- 客を拒否する権利
- コンドームを使用しないセックスの強制
- 肉体的暴力を受けましたか はい  いいえ
- 本国の家族に対する脅迫はありましたか?
- はい  いいえ
- 日本で他の人物に売られましたか?
- はい  いいえ
- 誰に?
- 日本のヤクザはあなたの仕事に関与していましたか?
- はい  いいえ
- 逃げ出して助けを求めましたか?
- はい  いいえ
- はい、と答えた方は、成功しましたか?
- はい  いいえ

### 3 3. 渡航前に日本に関する情報をどこで入手しましたか?

- 日本にいる友人/家族
- フィリピンにいる友人/家族
- 新聞
- ラジオ/テレビ
- 仲介業者

その他  具体的に

### 3 4. フィリピンへの帰国年: 19

- 警察による退去処分
- 自主的帰国
- 大使館の支援

NGOの支援   
家族/友人の支援

### 3 5. 現在の状況

失業   
メイド   
売春婦

その他  具体的に

### 3 6. 現在の婚姻状況

独身   
既婚   
離婚   
別居   
寡婦

その他  具体的に

### 3 7. 将来の計画

日本に再び出稼ぎ   
別の国に移住  どこの国?  
フィリピンで就業

### 3 8. 現在の健康状態

妊娠   
エイズ感染   
他の性病感染   
精神科の治療を継続中

### 3 9. あなたのようなトラフィッキングの被害者を助けるには何をすべきだと思いますか?

## 協力者一覧

日本のアジア女性基金からの財政援助と下記の研究者の協力を得て、この調査はIOMの監督の下に実施された。

### フィリピン

アテネオ・ド・マニラ大学  
パトリシア・リクアナン博士  
エマ・ポリオ博士  
マリカ・ボティサ博士

アシスタント  
ザリナ・サロマ  
エドゼル・ベジヤ  
グエン・ベジヤ  
イブリン・ポール

### 日本

関西学院大学  
井口 泰教授

国立社会保障・人口問題研究所  
小島 宏博士

下記のフィリピンNGOの協力にも感謝したい。

BATIS Center for Development  
Development Action for Women (DAWN)  
KAKAMPI  
KALAYAAN  
TWMAEW  
WID Foundation